

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案
等について

(諮問第3153号)

<目次>

1	諮問書	1
2	概要	2
3	改正案	43

(公印・契印省略)

諮問第3153号

令和4年9月26日

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 川濱 昇 殿

総務大臣 寺田 稔

諮 問 書

電気通信事業法の一部を改正する法律（令和4年法律第70号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）等の一部を改正することとしたい。

また、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第33条第1項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことができない電気通信設備を指定することとしたい。

ついては、法第169条第2号並びに改正法附則第2条及び改正法による改正後の法第169条第4号の規定に基づき、上記のことについて諮問する。

電気通信事業法施行規則等の一部改正について

令和4年9月26日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部

- 電気通信事業法施行規則等の一部改正について(1)
(電気通信事業法の一部を改正する法律(利用者に関する情報の適正な取扱い関係)を踏まえた規定整備)
- 電気通信事業法施行規則等の一部改正について(2)
(電気通信事業法の一部を改正する法律(第一種指定電気通信設備制度の見直し関係)等を踏まえた規定整備)
- 参考資料(1)
(電気通信事業法の一部を改正する法律(利用者に関する情報の適正な取扱い関係)を踏まえた規定整備)
- 参考資料(2)
(電気通信事業法の一部を改正する法律(第一種指定電気通信設備制度の見直し関係)等を踏まえた規定整備)

電気通信事業法施行規則等の一部改正について(1)

(電気通信事業法の一部を改正する法律(利用者に関する情報の適正な取扱い関係)を踏まえた規定整備)

電気通信事業部
事業政策課

電気通信事業を取り巻く環境変化を踏まえ、電気通信サービスの円滑な提供及びその利用者の利益の保護を図るため、以下の措置を講ずる電気通信事業法の一部を改正する法律が令和4年6月に成立。

①情報通信インフラの提供確保

- ブロードバンドサービスについては、契約数が年々伸び、「整備」に加え、「維持」の重要性も高まっている。
- 新型コロナウイルス感染症対策を契機とした社会経済活動の変化により、テレワークや遠隔教育などのデジタル活用の場面が増加している。

※ デジタル田園都市国家構想の実現のためにも、ブロードバンドの全国整備・維持が重要。

- 一定の**ブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)に位置付け**、不採算地域におけるブロードバンドサービスの安定した提供を確保するための**交付金制度を創設**する。

- 基礎的電気通信役務に該当するサービスには、**契約約款の作成・届出義務、業務区域での役務提供義務等**を課す。

②安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保

- 情報通信技術を活用したサービスの多様化やグローバル化に伴い、情報の漏えい・不適正な取扱い等のリスク※が高まる中、事業者が保有するデータの適正な取扱いが一層必要不可欠となっている。

※ 国外の委託先から日本の利用者に係るデータにアクセス可能であった事案などが挙げられる。

- 大規模な事業者※が取得する**利用者情報について適正な取扱い**を義務付ける。
- 事業者が利用者に関する情報を第三者に送信させようとする場合、**利用者に確認の機会を付与**する。

※ 大規模な検索サービス又はSNSを提供する事業についても規律の対象とする。

③電気通信市場を巡る動向に応じた公正な競争環境の整備

- 指定設備(携帯大手3社・NTT東・西の設備)を用いた卸役務が他事業者に広く提供される一方、卸料金に長年高止まりとの指摘がなされている。
- NTT東・西が提供する固定電話について、従来の電話交換機網からIP網への移行を令和3年1月に開始、令和7年1月までの完了を予定している。

- 携帯大手3社・NTT東・西の指定設備を用いた卸役務に係るMVNO等との協議の適正化を図るため、**卸役務の提供義務及び料金算定方法等の提示義務**を課す。
- 加入者回線の占有率(50%)を算定する区域を都道府県から各事業者の業務区域(例えばNTT東は東日本、NTT西は西日本)へ見直す。

1. 「特定利用者情報の適正な取扱い」関係

赤枠部分が諮問対象

P7

「**利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務**」を提供する**電気通信事業者**に対する規律（※）

（※） **検索情報電気通信役務** **媒介相当電気通信役務**を提供する者も対象

P10

① **特定利用者情報**（※）の**取扱規程**（≒社内ルール）の**策定・届出**

（※）通信日時・通信内容、氏名・住所などのほか、特定の個人を識別できないが、ID・パスワード等により識別することができる**利用者**の情報が含まれる。

P8

P9

P10

② 特定利用者情報の**取扱方針の策定・公表**

③ **毎事業年度**、特定利用者情報の**取扱状況を自己評価**、**取扱規程・取扱方針に反映**

④ 上記事項の**統括管理者の選任・届出**、**職務遂行義務**

⑤ 特定利用者情報の**漏えい時の報告**

2. 「外部送信」関係

「利用者の利益に及ぼす**影響が少なくない電気通信役務**」を提供する**電気通信事業を営む者**に対する規律

- 電気通信サービスを提供する際に、氏名などの個人情報だけでなく、IDや閲覧履歴等を含め、**利用者に関する情報を外部送信**する指令を利用者に送信する場合、外部送信のプログラムを送る前に、当該利用者に**確認の機会**（通知又は公表、同意取得、オプトアウト措置のいずれか）**を付与**

電気通信事業を営む者（＝電気通信事業法の対象範囲）

電気通信事業者（登録・届出が必要）

（電気通信回線設備を設置する者又は他人の通信を媒介する電気通信事業を営む者）
例：携帯電話、ブロードバンドサービス等を提供する者

電気通信事業者以外の者（登録・届出が不要）

（電気通信回線設備を設置せず、かつ、他人の通信を媒介しない電気通信事業を営む者）
例：検索、SNS、オンラインショッピングモール、オンラインオークション等を提供する者

利用者の利益に及ぼす**影響が大きい**電気通信役務を提供する**電気通信事業者**

左記以外の電気通信事業者

特定利用者情報の適正な取扱いに関する規律

なし
（自主的な取組のみ）

利用者の利益に及ぼす**影響が少なくない**電気通信役務を提供する者

外部送信に関する規律

「電気通信事業を営む者」に
該当しない者

- ①「自分」のために電気通信役務を提供する者
又は 7
- ②利益を得ようとせず、無償や原価ベースで電気通信役務を提供する者

電気通信事業ガバナンス検討会

特定利用者情報の適正な取扱いに関するWG

- 電気通信事業ガバナンス検討会の下に設けられた特定利用者情報の適正な取扱いに関するWGでは、令和4年6月より、「特定利用者情報の適正な取扱いに係る規律」の詳細について検討。
- パブリックコメントを経て、規律の詳細について同年9月に取りまとめを策定。当該取りまとめを踏まえて省令案を策定。

[検討事項]

1. 特定利用者情報の適正な取扱いに係る規律（情報規律）の対象者
2. 情報規律の対象者の指定に際して報告を求める情報
3. 情報規律の対象となる特定利用者情報の内容
4. 情報取扱規程の記載事項
5. 情報取扱方針の記載事項
6. 特定利用者情報の取扱状況の評価を行うべき事項
7. 特定利用者情報統括管理者の要件
8. 報告が必要となる特定利用者情報の漏えい

[構成員等]

(敬称略)

主査	大橋 弘 東京大学副学長・大学院経済学研究科教授
構成員	相田 仁 東京大学大学院工学系研究科教授
構成員	上沼 紫野 虎ノ門南法律事務所弁護士
構成員	落合 孝文 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業弁護士
構成員	沢田 登志子 一般社団法人EC ネットワーク理事
構成員	手塚 悟 慶應義塾大学環境情報学部教授
構成員	森 亮二 英知法律事務所弁護士
関係団体	公益社団法人全国消費生活相談員協会
関係団体	一般社団法人MyDataJapan
関係団体	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
関係団体	一般社団法人テレコムサービス協会
関係団体	一般社団法人新経済連盟
関係団体	在日米国商工会議所
関係団体	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
関係団体	一般社団法人セーファーインターネット協会
関係団体	情報通信消費者ネットワーク
関係団体	主婦連合会
関係団体	公益社団法人経済同友会
関係団体	一般社団法人シェアリングエコミー協会
関係団体	欧州ビジネス協会
関係団体	一般社団法人電気通信事業者協会
関係団体	一般社団法人日本経済団体連合会
オブザーバー	内閣官房国家安全保障局、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター、個人情報保護委員会事務局、デジタル庁

(特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者の指定)

第二十七条の五 総務大臣は、①総務省令で定めるところにより、内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して②利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務を提供する電気通信事業者を、特定利用者情報(当該電気通信役務に関して取得する利用者に関する情報であつて次に掲げるものをいう。以下同じ。)を適正に取り扱うべき電気通信事業者として指定することができる。

一・二 (略)

総務省令で定める事項

- ① 総務大臣による電気通信事業者の指定及びその解除は、**告示・通知**による。
- ② 利用者数が極めて多い場合は、取り扱う利用者情報も極めて多くなること等を踏まえ、
 - ・**無料**の電気通信役務の場合：利用者数が**1,000万人以上**である電気通信役務
 - ・**有料**の電気通信役務の場合：利用者数が**500万人以上**※である電気通信役務

※ 無料と有料で閾値が異なるのは、有料の電気通信役務は情報の適正な取扱いに対する利用者の期待が一層高いと考えられること、無料の電気通信役務は1人が複数のアカウントを利用することが少なくないこと等を考慮

※ 無料の電気通信役務：料金の支払をしなくても利用を開始することができる役務
 有料の電気通信役務：料金の支払をしなければ利用を開始することができない役務

※ 利用者：契約締結者又は利用登録者(詳細は後述)
 利用者数：前年度における月間アクティブ利用者の数の年平均値

【特定利用者情報の適正な取扱いに関するWG 取りまとめ(抜粋)】2.1 (3) 対応の方向性

特定利用者情報の適正な取扱いに関する規制の対象者は、より多くの電気通信事業者とすることが望ましいが、利用者の利益に及ぼす影響が限定的である電気通信役務のみを提供する電気通信事業者については規制による負担の増加等にも一定の配慮をする必要がある。

極めて大多数の国民が利用している電気通信役務ではその取り扱う特定利用者情報も極めて多くなること、電気通信役務の対価として利用者から料金の支払を受ける有料の電気通信役務は情報の適正な取扱いに対して利用者からの期待がより一層高いと考えられること、無料の電気通信役務は1人が同一のサービスで複数のアカウントを利用する場合も少なくないこと等も考慮し、対象となる電気通信役務の基準としては、以下とすることが考えられる。

・ 電気通信役務の対価として利用者から料金の支払を受けない無料の電気通信役務に関しては、利用者数(契約締結者又は利用登録によりアカウントを有する者の数)1,000万人以上を有する電気通信役務

・ 電気通信役務の対価として利用者から料金の支払を受ける有料の電気通信役務に関しては、利用者数(契約締結者又は利用登録によりアカウントを有する者の数)500万人以上を有する電気通信役務

また、「利用者数」は、諸外国の制度や電気通信事業者の算定負担等も考慮し、前年度末(3月末)時点における月間アクティブ利用者数(一月当たりの当該電気通信役務の提供を受けた契約締結者又は利用登録によりアカウントを有する者の数。以下同じ。)の年平均値とすることが考えられる。

(適用除外等)

第六十四条 (略)

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三 (略)

四 **検索情報電気通信役務** 入力された検索情報(検索により求める情報をいう。以下この号において同じ。)に対応して当該検索情報が記録されたウェブページのドメイン名その他の所在に関する情報を出力する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務のうち、その内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して**利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務**

五 (略)

3～5 (略)

総務省令で定める事項

- 特に利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務に限定する観点から、**以下のいずれにも該当するもの**
 - ・利用者数が**1,000万人以上**である電気通信役務
 - ・**分野横断的な検索サービス**を提供する電気通信役務(☞レストラン、商品など特定分野のみの検索サービスは対象外)

【特定利用者情報の適正な取扱いに関するWG 取りまとめ(抜粋)】2.2 (3) 対応の方向性

新たに電気通信事業者としての規律の対象となる検索情報電気通信役務に関しては、特に影響が大きい電気通信役務を対象を限定する観点から、以下のどちらにも該当する電気通信役務とすることが適当である。なお、検索サービスの利用者数に関しては、スマートフォンではログインをした状態で検索サービスを使用することが一般的であるため、登録アカウント数を代替的に用いることが適当である。

- ・前年度末(3月末)時点における月間アクティブ利用者数の年平均値が1,000万人以上である電気通信役務
- ・(利用者に公開されている全てのウェブサイトの検索が可能)分野横断的な検索サービスを提供する電気通信役務

(適用除外等)

第百六十四条 (略)

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～四 (略)

五 **媒介相当電気通信役務** その記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を記録し、又はその送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を入力する電気通信を不特定の者から受信し、これにより当該記録媒体に記録され、又は当該送信装置に入力された情報を不特定の者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務のうち、その内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して**利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務**

3～5 (略)

総務省令で定める事項

○ 特に利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務に限定する観点から、**以下のいずれにも該当するもの**※

・利用者数が**1,000万人以上**である電気通信役務

・**主として不特定の利用者間の交流を実質的に媒介**する電気通信役務（付随的に当該電気通信役務を提供する電気通信役務及び商取引に関する情報のみ取り扱う電気通信役務は除く。）

※ テキスト、動画又は音声によるSNS、登録制掲示板、登録制オープンチャット、動画共有プラットフォーム、ブログプラットフォーム等。なお、契約や登録が不要なものは、対象外

【特定利用者情報の適正な取扱いに関するWG 取りまとめ(抜粋)】2.3 (3) 対応の方向性

新たに電気通信事業者としての規律の対象となる媒介相当電気通信役務としては、これまでの電気通信事業法の規律の対象となる電気通信事業の考え方との近似性・連続性にも配慮し、以下のいずれにも該当する電気通信役務とすることが適当である。

・前年度末(3月末)時点における月間アクティブ利用者数の年平均値が1,000万人以上である電気通信役務

・主としてコミュニケーションに係る情報を実質的に媒介する電気通信役務。ただし、付随的に上記役務の機能を提供する電気通信役務及び商取引に関する情報のみ
を扱う電気通信役務は、対象外とする。

(特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者の指定)

第二十七条の五 総務大臣は、(略) 電気通信事業者を、特定利用者情報(当該電気通信役務に関して取得する利用者に関する情報であつて次に掲げるものをいう。以下同じ。)を適正に取り扱うべき電気通信事業者として指定することができる。

- 一 通信の秘密に該当する情報
- 二 利用者(第二条第七号イに掲げる者に限る。)を識別することができる情報であつて①**総務省令で定めるもの**(前号に掲げるものを除く。)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～六 (略)

七 利用者 次のイ又はロに掲げる者をいう。

- イ 電気通信事業者又は第百六十四条第一項第三号に掲げる電気通信事業(以下「第三号事業」という。)を営む者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者その他②**これに準ずる者として総務省令で定める者**
- ロ 電気通信事業者又は第三号事業を営む者から電気通信役務(これらの者が営む電気通信事業に係るものに限る。)の提供を受ける者(イに掲げる者を除く。)

総務省令で定める事項

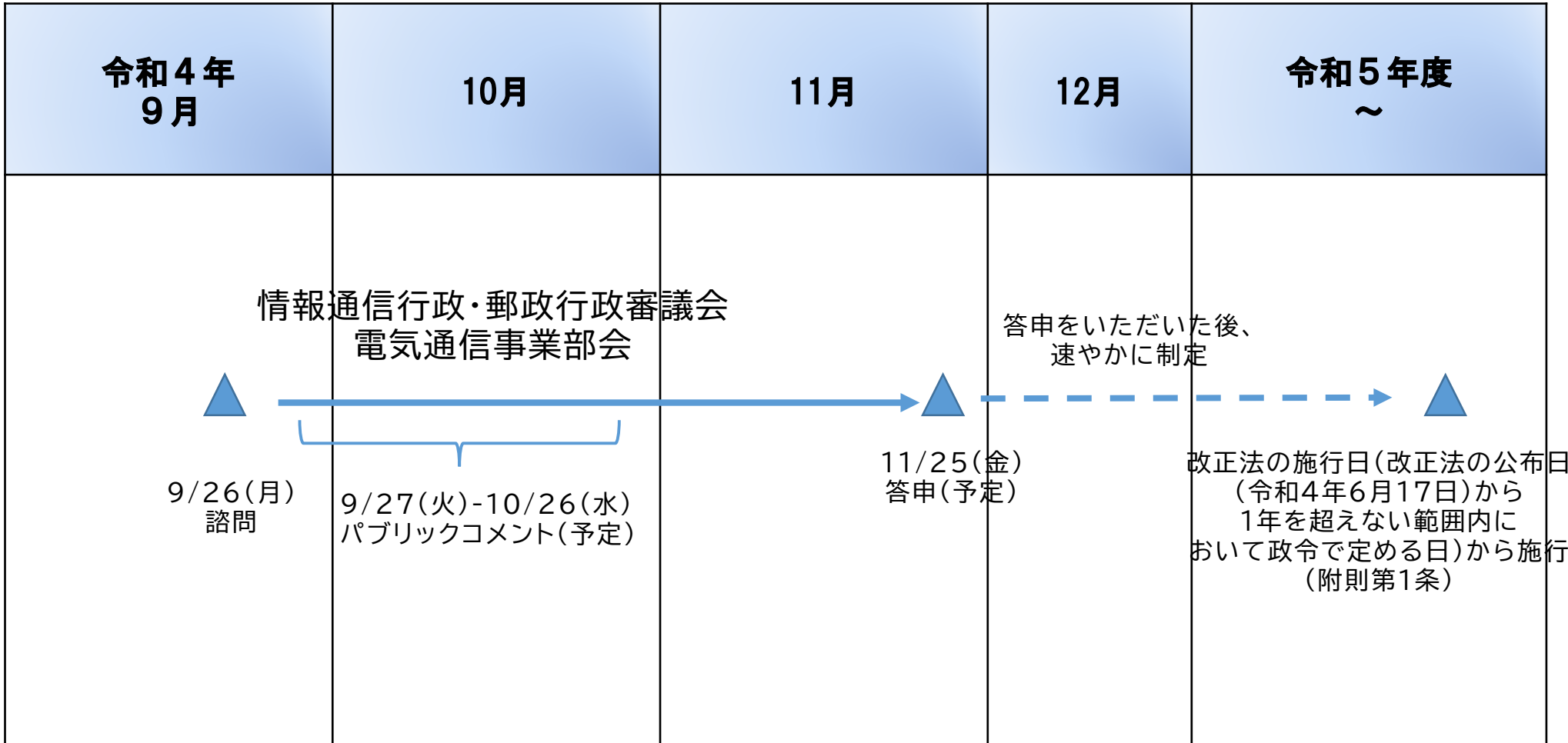
① 特定利用者情報には、(通信の秘密に該当する情報に加え) 利用者を識別できる情報のうち、「**データベース等を構成する情報**」を構成する情報が該当

- ※ 「データベース等」とは、特定の利用者を識別することができる情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した情報の集合物等を指す。
- ※ 個人情報保護法では、安全管理措置等の対象は、個人情報データベース等を構成する個人情報である個人データ

② 利用者には、(契約締結者に加え) 契約締結者に準ずる者として、「**継続的に電気通信役務を利用するための識別符号を付与された者**」が含まれる

【特定利用者情報の適正な取扱いに関するWG 取りまとめ(抜粋)】2.5 (3) 対応の方向性

特定利用者情報は、通信の秘密に加え、利用者(契約締結者又は利用登録によりアカウントを有する者)を識別できる情報であつて、「データベース等を構成する情報」が適当である。具体的には、利用者を識別することができる情報の集合物であつて、~~利用者~~利用者を識別することができる情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの等とする。



電気通信事業法施行規則等の一部改正について（２）

（電気通信事業法の一部を改正する法律（第一種指定
電気通信設備制度の見直し関係）等を踏まえた規定整備）

電気通信事業部

料金サービス課

電気通信事業を取り巻く環境変化を踏まえ、電気通信サービスの円滑な提供及びその利用者の利益の保護を図るため、以下の措置を講ずる電気通信事業法の一部を改正する法律が令和4年6月に成立。

①情報通信インフラの提供確保

- ブロードバンドサービスについては、契約数が年々伸び、「整備」に加え、「維持」の重要性も高まっている。
 - 新型コロナウイルス感染症対策を契機とした社会経済活動の変化により、テレワークや遠隔教育などのデジタル活用の場面が増加している。
- ※ デジタル田園都市国家構想の実現のためにも、ブロードバンドの全国整備・維持が重要。

- 一定の**ブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)に位置付け**、不採算地域におけるブロードバンドサービスの安定した提供を確保するための**交付金制度を創設**する。
- 基礎的電気通信役務に該当するサービスには、**契約約款の作成・届出義務、業務区域での役務提供義務等**を課す。

②安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保

- 情報通信技術を活用したサービスの多様化やグローバル化に伴い、情報の漏えい・不適正な取扱い等のリスク※が高まる中、事業者が保有するデータの適正な取扱いが一層必要不可欠となっている。
- ※ 国外の委託先から日本の利用者に係るデータにアクセス可能であった事案などが挙げられる。

- 大規模な事業者※が取得する**利用者情報について適正な取扱い**を義務付ける。
 - 事業者が利用者に関する情報を第三者に送信させようとする場合、**利用者に確認の機会を付与**する。
- ※ 大規模な検索サービス又はSNSを提供する事業についても規律の対象とする。

③電気通信市場を巡る動向に応じた公正な競争環境の整備

- 指定設備(携帯大手3社・NTT東・西の設備)を用いた卸役務が他事業者にも広く提供される一方、卸料金に長年高止まりとの指摘がなされている。
- NTT東・西が提供する固定電話について、従来の電話交換機網からIP網への移行を令和3年1月に開始、令和7年1月までの完了を予定している。

- 携帯大手3社・NTT東・西の指定設備を用いた卸役務に係るMVNO等との協議の適正化を図るため、**卸役務の提供義務及び料金算定方法等の提示義務**を課す。
- 加入者回線の占有率(50%)を算定する区域を都道府県から各事業者の業務区域(例えばNTT東は東日本、NTT西は西日本)へ見直す。

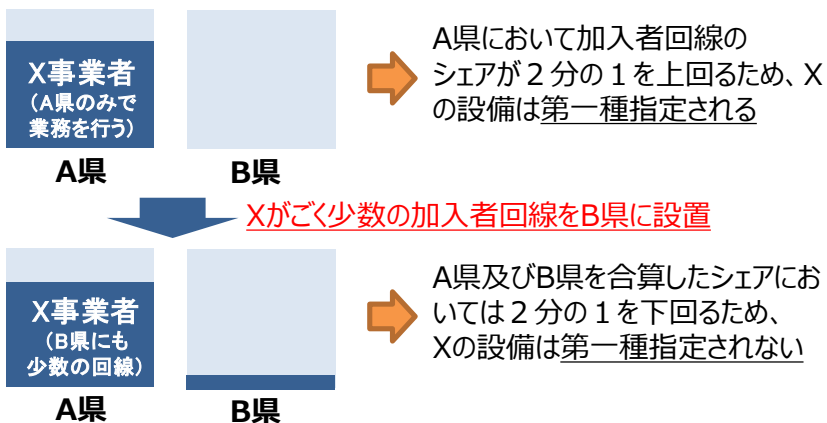
改正の概要 ①加入者回線の占有率の算定方法

- 電気通信事業法の一部を改正する法律（令和4年法律第70号。以下「改正法」という。）における第一種指定電気通信設備制度の見直しを踏まえて、①加入者回線の占有率の算定方法及び②指定の対象となる電気通信設備の範囲等の規定を整備する。
- 上記②及び「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方 最終答申 ～IP網への移行完了を見据えた接続制度の整備に向けて～」(令和3年9月1日情報通信審議会電気通信事業政策部会。以下「最終答申」という。)を踏まえて、他の電気通信事業者が不可欠的に利用する設備である県間通信用設備（IPoE接続及びIP音声接続に用いるもの）及びゲートウェイルータ（IP音声接続に用いるもの）について、③新たに第一種指定電気通信設備に加えるとともに、④接続料の算定方法に関する規定を整備する。

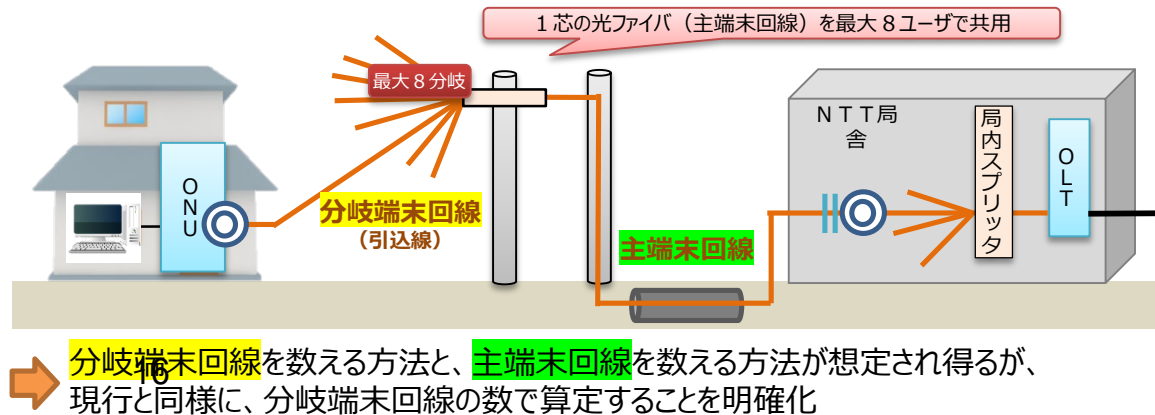
① 加入者回線の占有率の算定方法に係る規定整備【施行規則第23条の2第2項（新設）】

- 設置する加入者回線について、第一種指定電気通信設備として指定されることを免れることを目的に、通常の業務区域外の都道府県にごく少数の加入者回線を設置する等の潜脱を防止し、適切な算定を行うため、ある都道府県における加入者回線の設置割合が一定の割合（百分の一）未満である場合は、当該都道府県には加入者回線を設置していないものとみなす（業務区域に加えない）。【第一号】
- 加入者回線の数について、シェアドアクセス方式で設置される加入者回線については、①局舎の電気通信設備に接続される主端末回線を数える方式と、②利用者の電気通信設備に接続される分岐端末回線を数える方式の2方式が想定され得るところ、現行と同様に後者で算定することを明確にするため、利用者側の電気通信設備に接続される回線の数を算定する旨を規定。【第二号】

●本規定（第一号）の想定する潜脱（例）



●シェアドアクセス方式の加入者回線の算定方法（第二号）



② 指定の対象となる電気通信設備の範囲に係る規定整備【施行規則第23条の2第4項】

- 第一種指定交換等設備について、これまで単位指定区域（都道府県）内の通信を行うものに限り指定可能としていたところ、東京及び大阪に設置されるIP音声接続用のゲートウェイルータ及び県間通信に係る中継ルータを指定するため、単位指定区域内の通信を行うものに限り指定可能とする規定を削除。【第一号ロ】
- 第一種指定伝送路設備について、新たに県間通信に係る伝送路設備（第一種指定県間伝送路設備）を追加。【第二号ハ（新設）】

③ 第一種指定電気通信設備の指定【指定告示（※）】

- 県間通信用設備（IPoE接続及びIP音声接続に係るものに限る。）を新たに指定。【第三号ロ、第五号】
- NTT西日本が東京都に、NTT東日本が大阪府に設置するIP音声接続に係るゲートウェイルータを新たに指定。【第三号ハ】

④ 新たに指定される第一種指定電気通信設備に係る機能の接続料の算定【第一種指定電気通信設備接続料規則】

- 県間通信用設備に係る新たな法定機能として、「一般県間中継系ルータ交換伝送機能」を追加。【第4条表六の二】
- 新たな法定機能において、他の電気通信事業者が設置する設備（他社設備）を利用して提供される場合があることを踏まえて、他社設備に係る費用についても接続料に加えるものとする。【第9条】
- 新たな法定機能に係る接続料について、回線容量（データ伝送の場合）又は通信量（音声伝送の場合）を単位として設定することを原則とする。【第18条の2第2項】

最終答申 第3章 IP網への移行を踏まえた接続制度の在り方（概要・関係部分抜粋）

- 「PPPoE接続」以外の「IP音声接続」、「IPoE接続」の県間通信用設備については、加入者回線との一体性を認め、ボトルネック性を有する設備として、制度による規律の対象とすることを前提に検討することが適当である。
- 県間通信用設備について規律する場合には、他社設備も含めて一体的に規律することが適切である。この際、自己設置の設備と他社設備利用に係るコストを一体的に接続料原価に算入（例えば、通信設備使用料等）して接続料を設定することが適切である。
- IP網移行後の音声通信について、NTT東日本が大阪府、NTT西日本が東京都に設置するゲートウェイルータ（IP音声用）を今後第一種指定電気通信設備として指定が可能となるよう、所要の制度対応を行うべきである。

(参考)電気通信事業法の一部を改正する法律(令和4年法律第70号) (第一種指定電気通信設備制度の見直し関係)

改正条文案

(第一種指定電気通信設備との接続)

第33条 総務大臣は、総務省令で定めるところにより_____

_____, その一端が利用者の電気通信設備(移動端末設備を除く。)と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備の電気通信回線の数の、**その伝送路設備が設置される都道府県の区域内**に設置される全ての同種の伝送路設備の電気通信回線の数のうちに占める**割合として総務省令で定める方法により算定した**割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び_____当該電気通信事業者が**当該伝送路設備を用いる電気通信役務を提供するために**設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備として指定することができる。

現行条文

(第一種指定電気通信設備との接続)

第33条 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、**全国の区域**

を分けて電気通信役務の利用状況及び都道府県の区域を勘案して総務省令で定める区域ごとに、その一端が利用者の電気通信設備(移動端末設備を除く。)と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備の電気通信回線の数の、**当該区域内**

_____に設置される全ての同種の伝送路設備の電気通信回線の数のうちに占める_____

_____割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び**当該区域において**当該電気通信事業者が**これと一体として**

_____設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備として指定することができる。

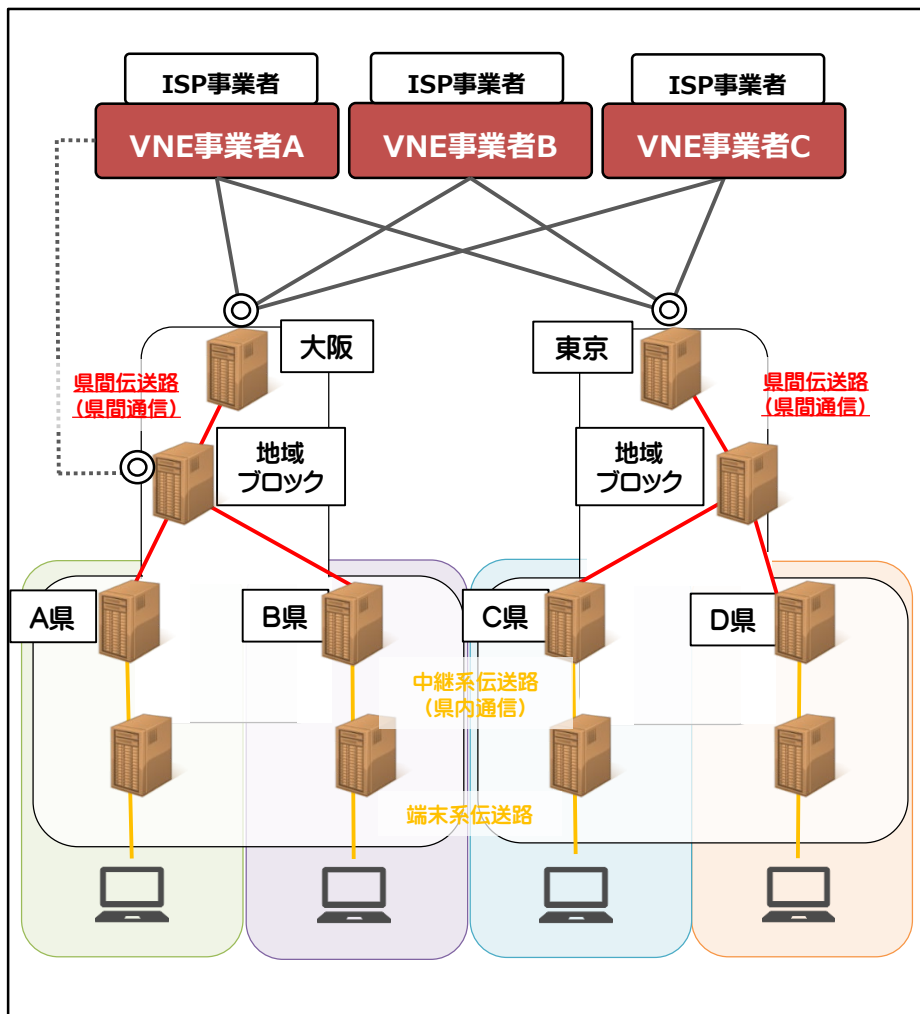
黄マーカー部分: 加入者回線の占有率を算定する範囲を、現行の都道府県単位から、各事業者の業務区域(例えばNTT東は東日本、NTT西は西日本)へ見直す。



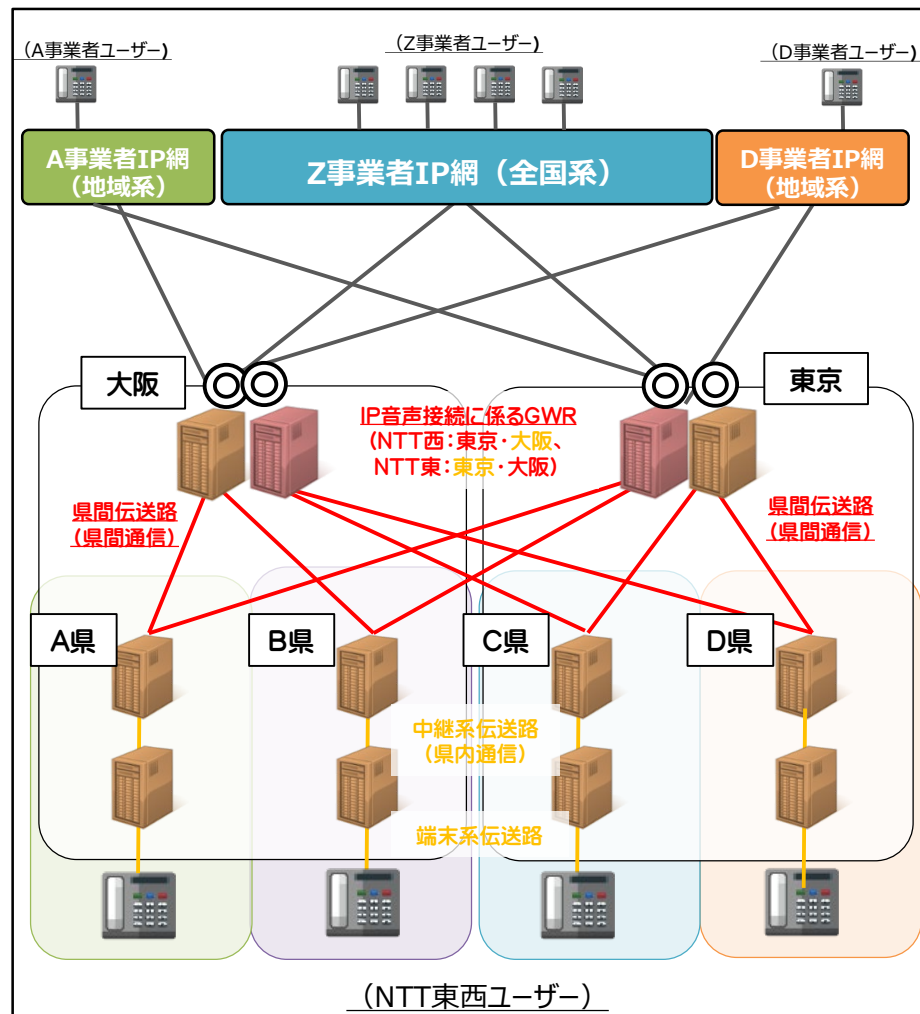
緑マーカー部分: 固定電話網のIP網移行に伴い、接続点が東京・大阪の2か所になることにより、NTT東日本が大阪府、NTT西日本が東京都に設置するゲートウェイルータ(IP音声用)を指定できるよう、規定を見直す。

- 県間通信（IPoE接続及びIP音声接続に係るものに限る。）に係る設備を新たに指定。
- NTT西日本が東京都に、NTT東日本が大阪府に設置するIP音声接続に係るゲートウェイルータ（GWR）を新たに指定。

【ISP接続（IPoE方式）】

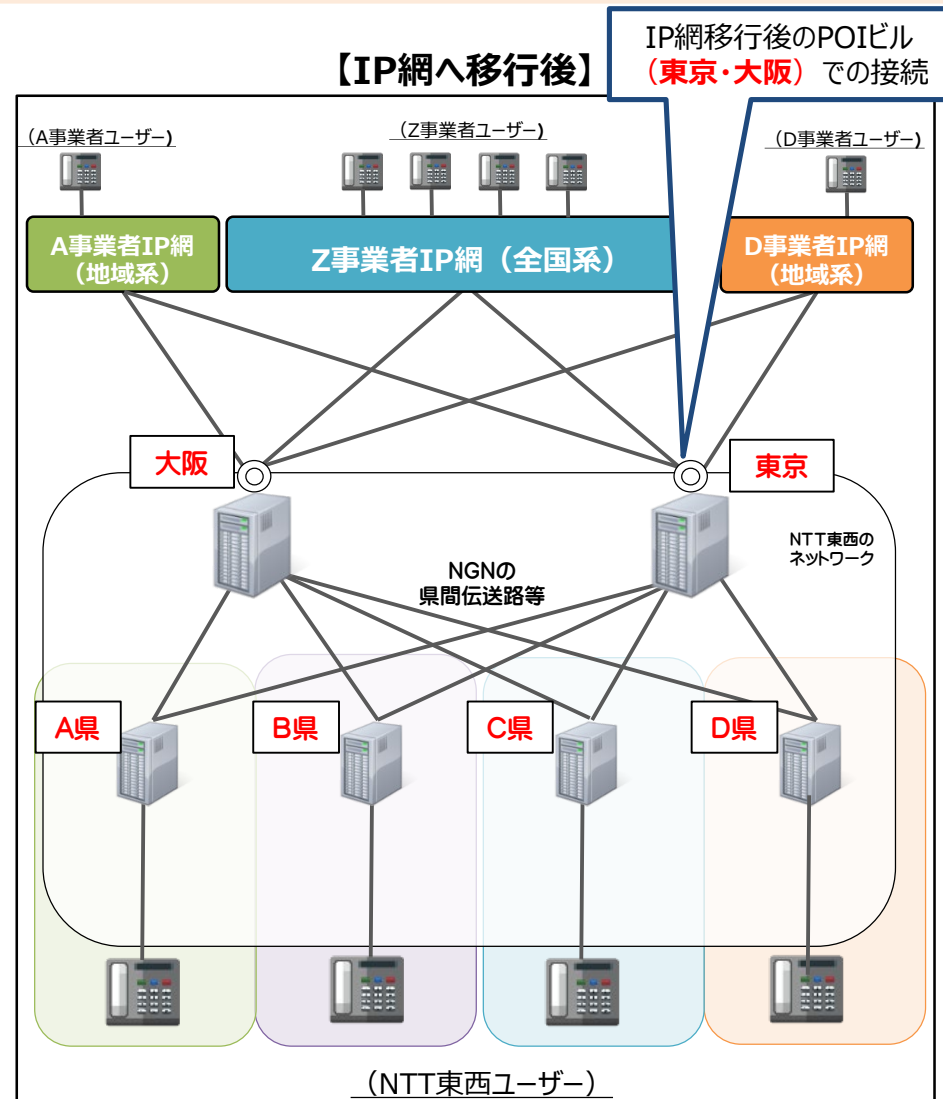
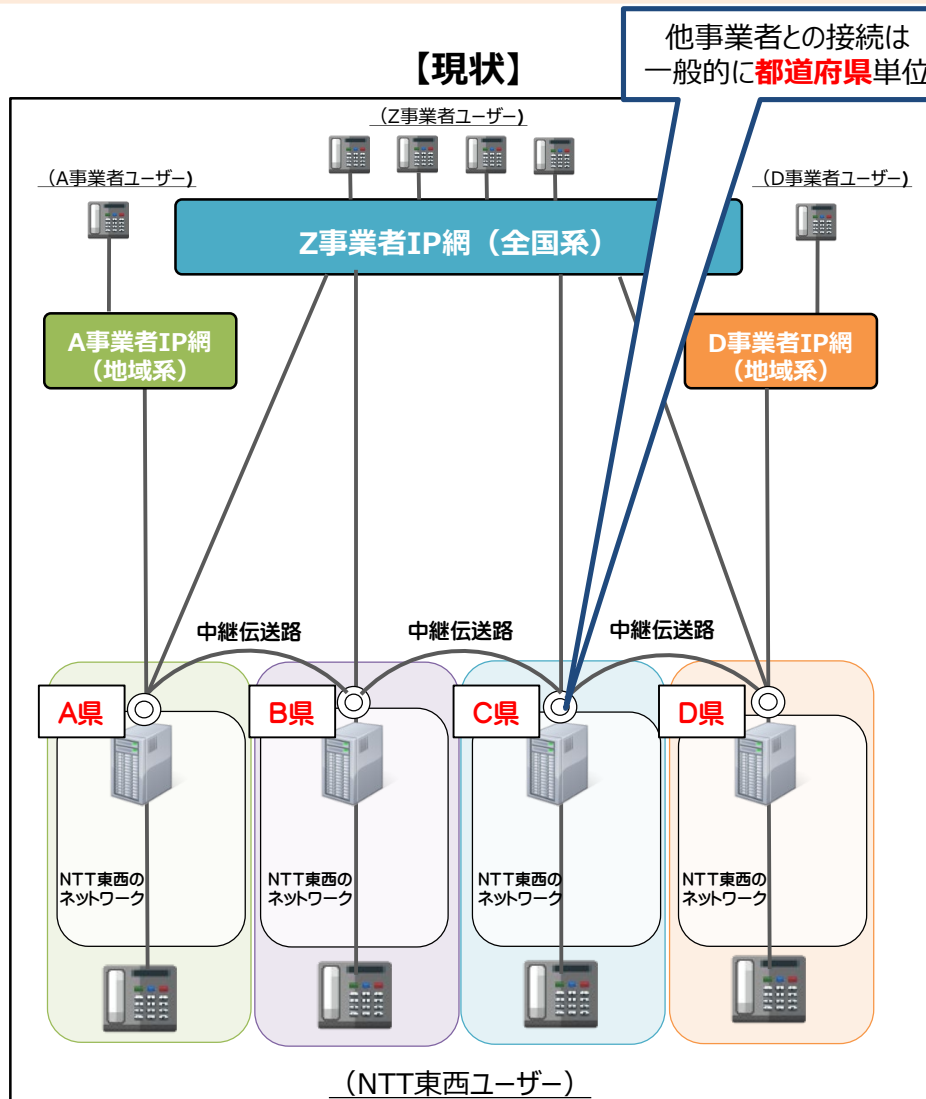


【IP音声接続】



赤字・赤線：今回新たに指定する設備、19 橙字・橙線：既に指定されている設備

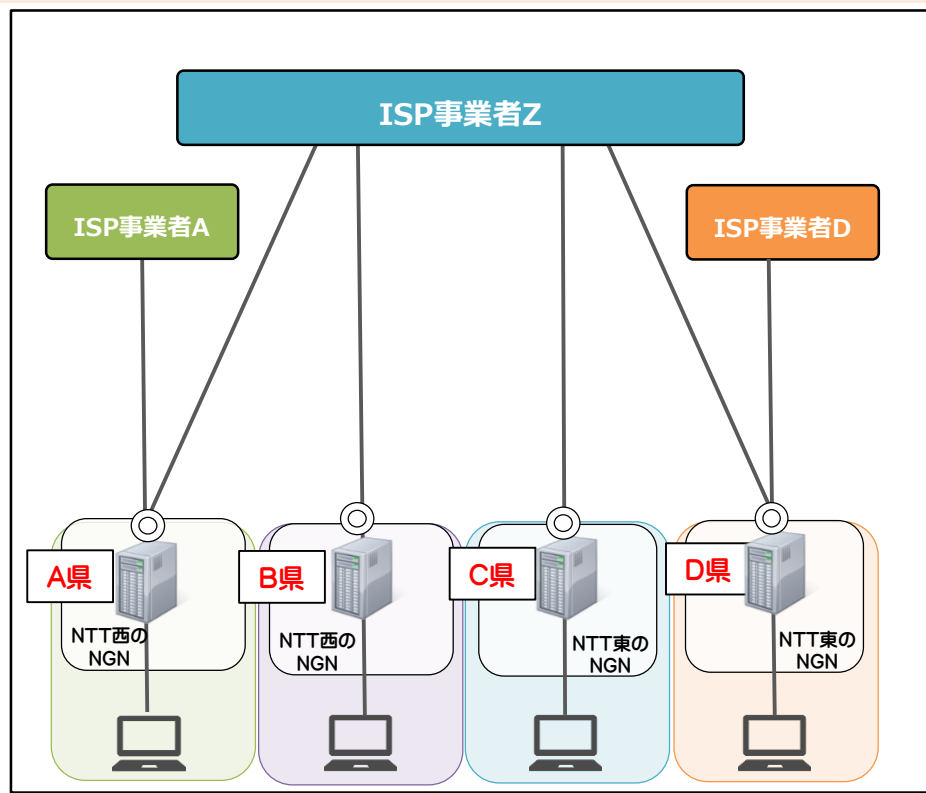
- NTT東日本・西日本は、令和3年1月以降順次、PSTN(公衆交換電話網)からIP網への移行を開始し、令和7年1月までに移行を完了させる予定であり、移行後は他事業者との接続点(POI)が都道府県単位ではなく、原則、東京、大阪の2か所となる。
- また、POIの設置場所が原則東京、大阪の2か所であることを踏まえると、東京、大阪のPOIから東京、大阪以外のNTT東日本・西日本のユーザーに着信する場合は、不可避免的に県間通信用設備を経由することになる。



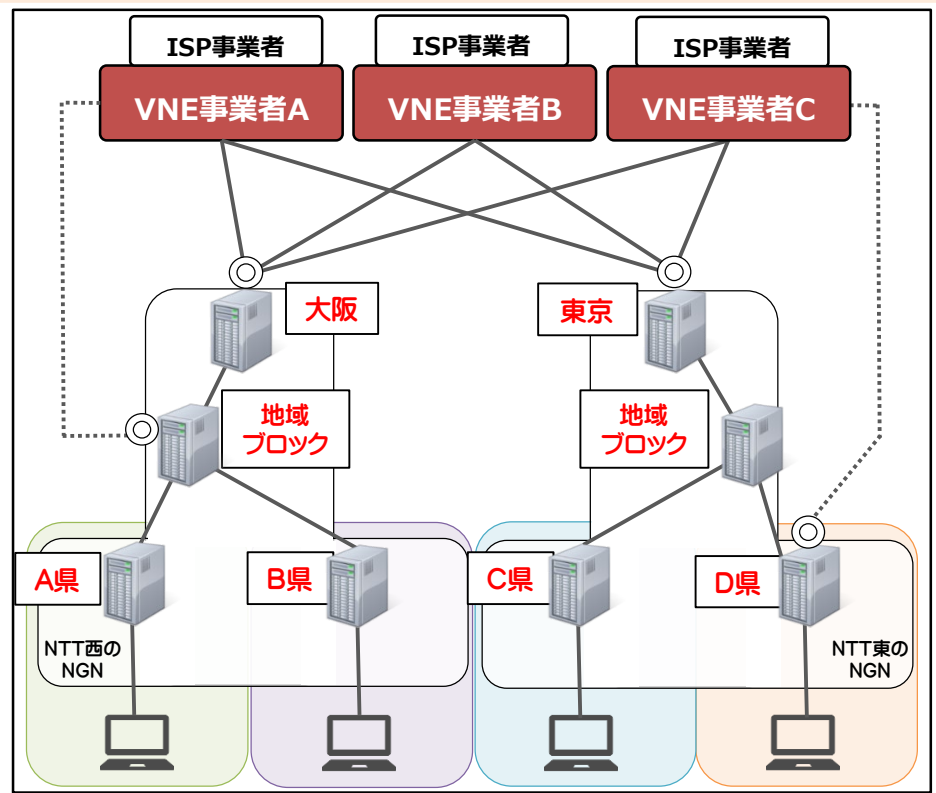
【参考】
最終答申概要 一部抜粋

(参考)NGNにおけるISP事業者等の接続方式

- インターネット接続サービス等のIP通信の役務の提供のためにISP事業者等がNGNに接続する方式として、現状、PPPoE接続とIPoE接続が並存。
- PPPoE接続の場合は、接続が都道府県ごとであり、かつ接続するISP事業者は、その都道府県ごとにサービス提供が可能であるが、IPoE接続の場合は、全国向けのサービス提供が行われている。現在のNGNの仕様のもとでは、特定県等域のみでのサービス提供を行う場合は網改造料が必要である(全国にサービス提供するための県間接続料以上の網改造料が生じる。)ことから、現時点において、特定県等域でサービス提供を行うVNE事業者はいない。
- 上記を踏まえると、現時点では、全てのVNE事業者が不可避免的にNTT東日本・西日本の県間通信用設備を利用している。



【PPPoE接続】



【IPoE接続】

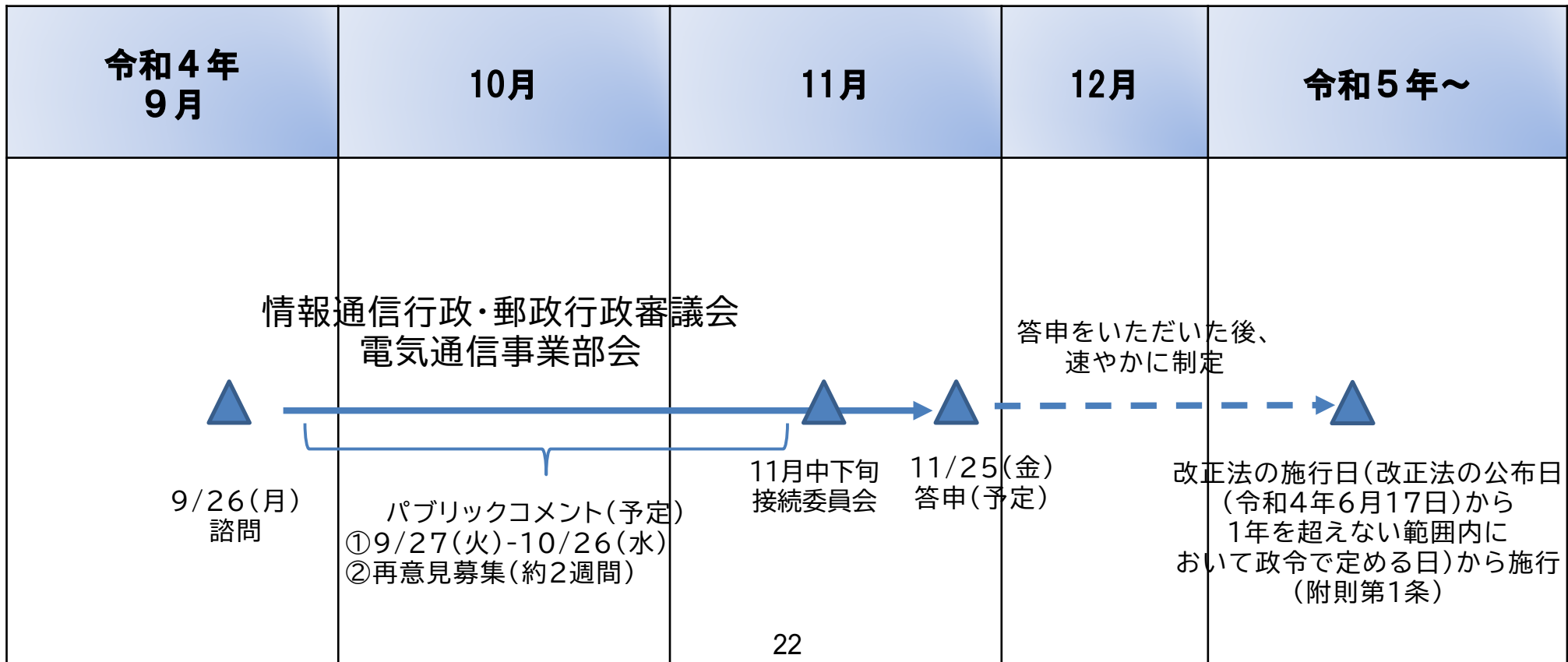
<p>接続点</p>	<p>都道府県ごとに設置</p>	<p>■全国POI(東日本、西日本それぞれの全域をカバー): 東京、大阪^{※1} ■単県・ブロックPOI: 東京、千葉、埼玉、神奈川、北関東、北関東・甲信越、東北、北海道 大阪(関西1)、兵庫(関西2)、愛知(東海)、広島(中四国)、福岡(九州)^{※1} ※1 令和2年10月26日時点で確認できているもの。</p>
<p>接続事業者のサービス提供範囲</p>	<p>都道府県内</p>	<p>全国 21(現在のNGNの仕様のもとでは、特定県等域のみでのサービス提供を行う場合は網改造料が必要。現時点において、特定県等域でサービス提供を行うVNE事業者はなし。)</p>

経過措置【附則第2条】

本省令の施行時に現に認可を受けている接続約款については、

- 事業者が、施行前においても改正後の省令に適合させるための変更の申請を行うことを可能とするとともに、
- 総務大臣が、当該申請に対する認可を本改正省令の施行前に行うことができ、
- 当該申請に対する認可が本改正省令の施行後となった場合、現に認可を受けている接続約款は改正後の省令に適合しているものとみなす

旨の経過措置を規定。



参考資料(1)

(電気通信事業法の一部を改正する法律(利用者に関する情報の
適正な取扱い関係)を踏まえた規定整備)

1.「特定利用者情報の適正な取扱い」関係

<改正省令案>

(1)電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。)の一部改正

一部諮問対象

(2)電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号。以下「報告規則」という。)の一部改正

番号は、以下頁の項目番号と対応

電気通信事業を営む者（＝電気通信事業法の対象範囲）

電気通信事業者（登録・届出要）

電気通信事業者以外の者
（登録・届出不要）

12 2

13 2

「検索情報電気通信役務」及び「媒介相当電気通信役務」を提供する者として指定された者が追加

※ 検索、SNS、オンラインショッピングモール、掲示板、オンラインオークション等を提供する者が含まれる。

11 2

利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する者として指定された電気通信事業者

左記以外の
電気通信事業者

特定利用者情報の適正な取扱い

① 特定利用者情報（※1）の取扱規程の策定・届出 ⁴

② 特定利用者情報の取扱方針の策定・公表 ⁵

③ 毎事業年度 特定利用者情報の取扱状況を自己評価、取扱規程・取扱方針に反映 ⁶

④ 上記事項の統括管理者の選任・届出 ⁷

⑤ 特定利用者情報（※1①）の漏えい時の報告 ⁸

赤丸部分が諮問対象

14
なし
（自主的な取組のみ）

31

32

※1 利用者に関する情報のうち、㊦通信の秘密に該当する情報、①利用者（契約締結者その他これに準ずる者）を識別できる情報（総務省令で定めるもの）

利用者の利益に及ぼす影響が少ない電気通信役務を提供する者

● 利用者に関する情報（※2）を外部送信させる場合に確認の機会を付与

✓ 送信先等について、当該利用者に通知又は公表、同意取得、オプトアウト措置のいずれかを実施

※2 利用者の端末に記録された当該利用者に関する情報（氏名などの個人情報、閲覧履歴などの利用者の行動履歴に関する情報などが該当、ただし、電気通信サービス利用に必要な情報（OS情報など）を除く。）

既存規律

通信の秘密の漏えい時の報告等

1. 特定利用者情報の適正な取扱いに係る規律（情報規律）の対象者

(☆)は、電気通信事業ガバナンス検討会報告書(2022.2)でも考え方が提示されたもの

①a 情報規律の対象となる電気通信役務

【施行規則第22条の2の20】

①b 情報規律の対象となる者の指定方法

【施行規則第22条の2の19】

② 検索サービスのうち、(新たに事業届出が必要=情報規律の対象となり得る) 検索情報電気通信役務に該当するもの

【施行規則第59条の3第4項】

③ 不特定者間の情報の送受信を実質的に媒介するサービスのうち、(新たに事業届出が必要=情報規律の対象となり得る)媒介相当電気通信役務に該当するもの

【施行規則第59条の3第5項】

④ 情報規律の対象外の電気通信事業を営む者の扱い

- 利用者数が極めて多い場合は、取り扱う利用者情報も極めて多くなること等を踏まえ、
 - ・**無料**の電気通信役務の場合：利用者数が**1,000万人以上**☆である電気通信役務
 - ・**有料**の電気通信役務の場合：利用者数が**500万人以上**※である電気通信役務

※ 無料と有料で閾値が異なるのは、有料の電気通信役務は情報の適正な取扱いに対する利用者の期待が一層高いと考えられること、無料の電気通信役務は1人が複数のアカウントを利用することが少なくないこと等を考慮

- 総務大臣による電気通信事業者の指定及びその解除は、**告示・通知**による。

- 特に利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務に限定する観点から、**以下のいずれにも該当するもの**

- ・利用者数が**1,000万人以上**である電気通信役務

- ・**分野横断的な検索サービス**を提供する電気通信役務☆ (☞レストラン、商品など特定分野のみの検索サービスは対象外)

- 特に利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務に限定する観点から、**以下のいずれにも該当するもの**※

- ・利用者数が**1,000万人以上**である電気通信役務

- ・**主として不特定の利用者間の交流を実質的に媒介する**電気通信役務 (付随的に当該電気通信役務を提供する電気通信役務及び商取引に関する情報のみ取り扱う電気通信役務は除く。) ☆

※ テキスト、動画又は音声によるSNS、登録制掲示板、登録制オープンチャット、動画共有プラットフォーム、ブログプラットフォーム等。なお、契約や登録が不要なものは、対象外

- **ガイドライン等で特定利用者情報の適正な取扱いを推奨**

2. 情報規律の対象者の指定に際して報告を求める情報

①情報規律の対象者（無料1,000万以上、有料500万以上）の指定のために、報告を求める対象者、内容及び方法
【報告規則第1条第2項、第2条第3～6項】

[報告対象者] 電気通信事業者、検索サービスの提供者又は不特定者間の情報の送受信を実質的に媒介するサービスの提供者のうち、前年度の利用者数が、以下の電気通信役務を提供している者

- ㊦無料の電気通信役務の場合：**900万以上**（「有料」「無料」「利用者」「利用者数」の定義は前頁と同じ）
- ㊧有料の電気通信役務の場合：**450万以上**

[報告内容] **該当する電気通信役務※と利用者数**（前年度経過後1月以内に報告）

※「加入電話、携帯電話、IP電話、インターネット接続サービス、FTTHアクセスサービス、CATVアクセスサービス、BWAアクセスサービス、公衆無線LANアクセスサービス、仮想移動電気通信サービス、電子メールサービス、メッセージングサービス、検索サービス、ソーシャル・ネットワーキング・サービスその他交流型電気通信サービス等」の区分

[報告方法] **以下の㊦・㊧の分類で報告し、他の分類への変更があった場合**（例：㊦の報告した者は、「㊦→㊧」又は「㊦→㊨」になった場合、㊧の報告をした者は、「㊧→㊦」又は「㊧→㊨」になった場合）**のみ変更報告**をする。

- ㊦無料の場合：**900万以上1,000万未満**（有料の場合：**450万以上500万未満**）
- ㊧無料の場合：**1,000万以上**（有料の場合：**500万以上**）
- ㊨無料の場合：**900万未満**（有料の場合：**450万未満**）

3. 情報規律の対象となる特定利用者情報の内容

(☆)は、電気通信事業ガバナンス検討会報告書(2022.2)でも考え方が提示されたもの

① 利用者のうち、契約締結者に準ずる者に該当する者
【施行規則第2条の2】

● 利用者には、（契約締結者に加え）契約締結者に準ずる者として、「継続的に電気通信役務を利用するための識別符号を付与された者」が含まれる☆

② 利用者を識別できる情報のうち、特定利用者情報に該当する情報
【施行規則第22条の2の21】

● 特定利用者情報には、（通信の秘密に該当する情報に加え）利用者を識別できる情報のうち、「データベース等を構成する情報」を構成する情報が該当☆（概念図は以下のとおり）

- ※1 利用者：契約締結者又は利用登録者
- ※2 「データベース等」とは、特定の利用者を識別することができる情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した情報の集合物等を指す。
- ※3 個人情報保護法では、安全管理措置等の対象は、個人情報データベース等を構成する個人情報である個人データ

【概念図】 特定利用者情報とは、「利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務（利用者数1,000万以上等）の利用者」に関する情報のうち、



※ 単にWebサイトを閲覧する者など、契約・登録をしない利用者の情報は、特定利用者情報に該当しない。

4. 情報取扱規程の記載事項

① 情報取扱規程に記載すべき事項
【施行規則第22条の2の22】

- 特定利用者情報の**安全管理**に関する事項（㉗組織的安全管理措置（例：責任者の設置、マニュアル整備等）、㉘人的安全管理措置（例：研修の実施等）、㉙物理的安全管理措置（例：入退室管理等）、㉚技術的安全管理措置（例：アクセス管理等）、㉛諸外国の法的環境の把握体制）
- 特定利用者情報の**委託先の監督**に関する事項（㉜委託先の選定方法（例：自らが講ずべき安全管理措置と同等の措置が確実に実施されることの確認方法等）、㉝委託契約において定める特定利用者情報の取扱いに関する事項（例：安全管理措置等）、㉞委託先における特定利用者情報の取扱状況の把握に関する体制及び方法（例：定期的監査等））
- **情報取扱方針の策定及び公表に係る体制**に関する事項（例：情報取扱方針の策定組織等）
- 特定利用者情報の**取扱状況の評価に係る体制及び方法**に関する事項（㉟評価実施体制及び評価結果の反映体制、㊱評価項目、評価方法及び評価頻度）
- **従業員の監督**に関する事項（例：アクセス管理の体制、研修の内容・頻度等）

☞ **総務省において、具体的な記載事例等を示した情報取扱規程の記載マニュアルの策定が望ましい。**

5. 情報取扱方針の記載事項

① 情報取扱方針に記載すべき事項
【施行規則第22条の2の23】

- ホームページにおいて利用者が理解しやすい分かりやすい方法により、以下の事項を記載
 - ・取得する**特定利用者情報の内容**に関する事項（取得方法を含む。）
 - ・特定利用者情報の**利用の目的及び方法**に関する事項（利用目的（具体的利用例を含む））
 - ・特定利用者情報の**安全管理**の方法に関する事項
 - ㉗安全管理措置の概要
 - ㉘**外国に所在するサーバー**に特定利用者情報を**保存する場合**は、**サーバーの所在国の名称（保存する可能性がある国の名称を含む）**（☞サーバー設置者から当該所在国の情報が提供されない場合は、当該設置者の名称）
 - ㉙**外国に所在する第三者**に特定利用者情報の**取扱いを委託する場合**は、**委託先（再委託先を含む）の所在国の名称**
 - ㉚**委託先やサーバーの所在国において**、政府の情報収集活動への協力義務を課すことにより、電気通信事業者が保有する特定利用者情報について**政府による収集が可能となる制度**（利用者の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度に限る）（以下「**情報収集制度**」）**※の存在**
 - ※ 個人情報保護委員会では、「個人データに係る本人の権利利益に重大な影響を及ぼす制度」の有無、当該制度が存在する場合はその概要を、ホームページで公表（これは補助的なものであり、当該制度の確認は、事業者の責任で行うべきものとされる）
 - ・利用者からの**相談等に応ずる営業所等の連絡先**に関する事項
 - ・特定利用者情報の**漏えいに係る事案**（過去10年間のうち指定を受けている期間の事案）**の時期及び内容の公表**に関する事項

6. 特定利用者情報の取扱状況の評価を行うべき事項

① 特定利用者情報の取扱状況の評価を行うべき事項
【施行規則第22条の2の24】

- **技術動向、外国の制度、サイバー攻撃のリスク等の状況の変化等**を踏まえて、以下の事項について実施。
 - ・情報取扱**規程**及び情報取扱**方針**の**遵守状況**
 - ・**特定利用者情報の漏えい**

7. 特定利用者情報統括管理者の要件

① 事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位（法定要件）に加えて、要件とするべき事項
【施行規則第22条の2の25】

- 利用者に関する情報の取扱いに関する**安全管理又は法令等に関する業務**、若しくはこれを**監督する業務**に通算して**3年以上従事した経験**（他業種を含む）を有すること（これと同等以上の能力を有すると認められる場合を含む）
 - ※ 電気通信設備統括管理者（電気通信事業法第44条の3）は、事業運営上の重要な決定に参画する管理的な地位にあり、かつ、電気通信設備の設計、工事、維持又は運用に関する業務やこれを監督する業務に通算して3年以上従事した経験等が要件

8. 報告が必要となる特定利用者情報の漏えい

① 報告対象とするべき特定利用者情報の漏えい（通信の秘密の漏えいを除く。）
【施行規則第58条第1項】

- 利用者の数が**1,000人を超える**特定利用者情報の**漏えい**が生じた場合
- （上記に該当しない場合でも）**情報収集制度に基づき、外国政府に特定利用者情報を提供**した場合
 - ※ 通信の秘密の漏えいは、利用者の数にかかわらず、報告が必要（電気通信事業法第28条）
 - ※ 個人情報の保護に関する法律施行規則第7条に基づき、個人データについては、本人の数が1,000人を超える漏えい等が発生した場合には、報告義務の対象

関係法令(電気通信事業法の一部を改正する法律(令和4年法律第70号)による 改正後の電気通信事業法)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～六 (略)

七 利用者 次のイ又はロに掲げる者をいう。

イ 電気通信事業者又は第百六十四条第一項第三号に掲げる電気通信事業（以下「第三号事業」という。）を営む者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者その他これに準ずる者として総務省令で定める者

ロ 電気通信事業者又は第三号事業を営む者から電気通信役務（これらの者が営む電気通信事業に係るものに限る。）の提供を受ける者（イに掲げる者を除く。）

(特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者の指定)

第二十七条の五 総務大臣は、**総務省令で定めるところにより**、内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して**利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務**を提供する電気通信事業者を、特定利用者情報（当該電気通信役務に関して取得する利用者に関する情報であつて次に掲げるものをいう。以下同じ。）を適正に取り扱うべき**電気通信事業者として指定することができる。**

一 通信の秘密に該当する情報

二 利用者（第二条第七号イに掲げる者に限る。）を識別することができる情報であつて**総務省令で定めるもの**（前号に掲げるものを除く。）

(情報取扱規程)

第二十七条の六 前条の規定により指定された電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、特定利用者情報の適正な取扱いを確保するため、次に掲げる事項に関する規程（以下「情報取扱規程」という。）を定め、当該指定の日から三月以内に、総務大臣に届け出なければならない。

一 特定利用者情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該特定利用者情報の安全管理に関する事項

二 特定利用者情報の取扱いを第三者に委託する場合における当該委託を受けた者に対する監督に関する事項

三 第二十七条の八第一項に規定する情報取扱方針の策定及び公表に関する事項

四 第二十七条の九の規定による評価に関する事項

五 その他総務省令で定める事項

2 (略)

(情報取扱方針)

第二十七条の八 第二十七条の五の規定により指定された電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、特定利用者情報の取扱いの透明性を確保するため、次に掲げる事項に関する方針（次項及び次条第二項において「情報取扱方針」という。）を定め、当該指定の日から三月以内に、公表しなければならない。

一 取得する特定利用者情報の内容に関する事項

二 特定利用者情報の利用の目的及び方法に関する事項

三 特定利用者情報の安全管理の方法に関する事項

四 利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所、事務所その他の事業場の連絡先に関する事項

五 その他総務省令で定める事項

2 (略)

関係法令(電気通信事業法の一部を改正する法律(令和4年法律第70号)による 改正後の電気通信事業法)

(特定利用者情報の取扱状況の評価等)

第二十七条の九 第二十七条の五の規定により指定された電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、毎事業年度、特定利用者情報の取扱いの状況について評価を実施しなければならない。

2 (略)

(特定利用者情報統括管理者)

第二十七条の十 第二十七条の五の規定により指定された電気通信事業者は、第二十七条の六第一項各号に掲げる事項に関する業務を統括管理させるため、当該指定の日から三月以内に、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、利用者に関する情報の取扱いに関する一定の実務の経験その他の総務省令で定める要件を備える者のうちから、総務省令で定めるところにより、特定利用者情報統括管理者を選任しなければならない。

2 第二十七条の五の規定により指定された電気通信事業者は、特定利用者情報統括管理者を選任し、又は解任したときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(業務の停止等の報告)

第二十八条 電気通信事業者は、次に掲げる場合には、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。

一 第八条第二項の規定により電気通信業務の一部を停止したとき。

二 電気通信業務に関し次に掲げる事故が生じたとき。

イ 通信の秘密の漏えい

ロ 第二十七条の五の規定により指定された電気通信事業者にあつては、特定利用者情報（同条第二号に掲げる情報であつて総務省令で定めるものに限る。）の漏えい

ハ (略)

2 (略)

(適用除外等)

第百六十四条 (略)

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三 (略)

四 **検索情報電気通信役務** 入力された検索情報（検索により求める情報をいう。以下この号において同じ。）に対応して当該検索情報が記録されたウェブページのドメイン名その他の所在に関する情報を出力する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務のうち、その内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して**利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務**

五 **媒介相当電気通信役務** その記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を記録し、又はその送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を入力する電気通信を不特定の者から受信し、これにより当該記録媒体に記録され、又は当該送信装置に入力された情報を不特定の者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務のうち、その内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して**利用者の利益に及ぼす影響が大きいものとして総務省令で定める電気通信役務**

3～5 (略)

衆議院総務委員会（令和4年5月13日）

- 三 **特定利用者情報となる情報の範囲及び特定利用者情報の適正な取扱いを義務付けられる事業者の基準について総務省令で定めるに当たっては、利用者保護及び電気通信事業の健全な発展の双方の重要性を十分に踏まえ、適正に定めるとともにその内容を広く国民に周知すること。**
- 四 **特定利用者情報の取扱方針に係る総務省令を定めるに当たっては、利用者保護の重要性を十分に踏まえ、特定利用者情報を保管するサーバーの所在国や特定利用者情報を取り扱う業務を委託した第三者の所在国を公表することを定めること。**
- 五 本法附則第六条による法施行後三年経過後の検討に当たっては、保護の対象となる利用者に関する情報の範囲や情報の外部送信に係る利用者に対する確認の機会の付与の在り方などについて、個人情報保護法等の関連法令の施行状況及び諸外国における個人情報の保護等に関する状況も考慮して行うこと。

参議院総務委員会（令和4年6月10日）

- 三、**特定利用者情報となる情報の範囲及び特定利用者情報の適正な取扱いを義務付けられる事業者の基準について総務省令で定めるに当たっては、利用者保護及び電気通信事業の健全な発展の双方の重要性を十分に踏まえ、適正に定めること。**また、本法の趣旨を踏まえ、義務付けの対象外となる事業者においても特定利用者情報の適正な取扱いが行われるよう検討すること。
- 四、**特定利用者情報の取扱方針に係る総務省令を定めるに当たっては、利用者保護の重要性を十分に踏まえ、特定利用者情報を保管するサーバーの所在国や特定利用者情報を取り扱う業務を委託した第三者の所在国を公表することを定めること。**
- 五、利用者に関する情報の外部送信に係る総務省令を定めるに当たっては、利用者の立場に立った適切かつ分かりやすい形で確認の機会が付与され、安全・安心にインターネットを利用できる環境が整備されるよう努めること。
- 六、**二号基礎的電気通信役務や特定利用者情報など本法に基づき新たに導入される制度について、総務省令の制定を始めとする制度の詳細の整備に当たっては、高い透明性を確保した場で、事業者、消費者団体等の多様な関係者と連携・協力して検討を行うとともに、その内容を広く国民に周知すること。**
- 七、本法附則第六条による法施行後三年経過後の検討に当たっては、保護の対象となる利用者に関する情報の範囲、情報の外部送信に係る利用者に対する確認の機会の付与の在り方、本法による規律の対象となる事業者の範囲などについて、個人情報保護法等の関連法令の施行状況及び諸外国における個人情報の保護等に関する状況も考慮して行うこと。また、法施行後三年経過以前であっても、本法の施行状況を踏まえて必要があると認める場合には、適時適切に所要の措置を講ずること。

2.「外部送信」関係

<改正省令案>
(1) 施行規則の一部改正

プラットフォームサービスに関する研究会 プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するWG

- プラットフォームサービスに関する研究会の下に設けられたプラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するWGでは、令和4年6月より、「外部送信規律」の詳細について検討。パブリックコメントを経て、プラットフォームサービスに関する研究会において、同年8月23日に「外部送信規律」の省令案の方向性を含む、第2次取りまとめ。
- 当該第2次取りまとめを踏まえた省令案を本WGにおいて検討。

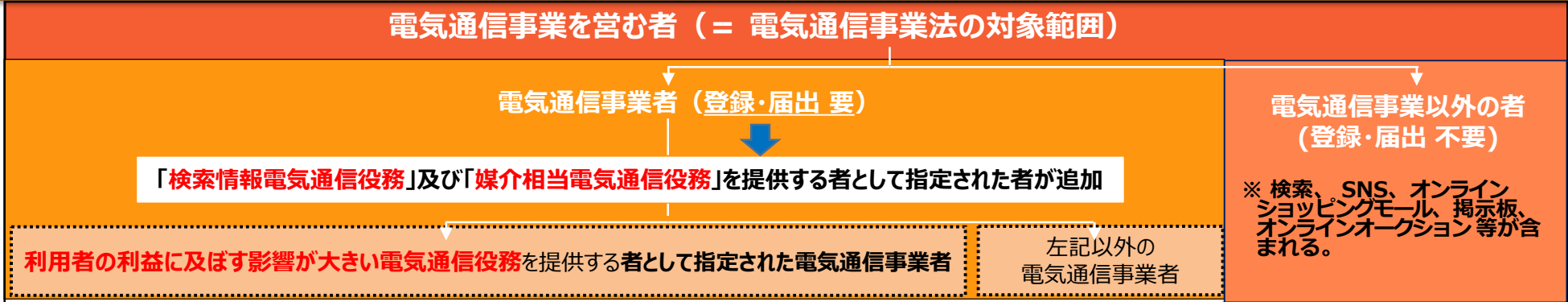
[検討事項]

1. 内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が少ない電気通信役務
2. 通知又は利用者が容易に知り得る状態に置く際に満たすべき要件
3. 通知又は利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項
4. 利用者が電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要な情報
5. オプトアウト措置の際に利用者が容易に知り得る状態に置く事項

[構成員等]

(敬称略)

主査	穴戸 常寿 東京大学大学院 法学政治学研究科 教授
主査代理	山本 龍彦 慶應義塾大学大学院 法務研究科 教授
構成員	生貝 直人 一橋大学大学院 法学研究科 准教授
構成員	石井 夏生利 中央大学 国際情報学部 教授
構成員	板倉 陽一郎 ひかり総合法律事務所 弁護士
構成員	太田 祐一 株式会社 DataSign 代表取締役社長
構成員	小林 慎太郎 株式会社野村総合研究所 上級コンサルタント
構成員	佐藤 一郎 国立情報学研究所 情報社会相関研究系 教授
構成員	沢田 登志子 一般社団法人 EC ネットワーク 理事
構成員	新保 史生 慶應義塾大学 総合政策学部 教授
構成員	高橋 克巴 NTT 社会情報研究所 主席研究員
構成員	寺田 眞治 一般財団法人日本情報経済社会推進協会 主席研究員
構成員	古谷 由紀子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 監事
構成員	森 亮二 英知法律事務所 弁護士
オブザーバー	一般社団法人 MyDataJapan
オブザーバー	一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム
オブザーバー	一般社団法人日本スマートフォンセキュリティ協会
オブザーバー	情報通信消費者ネットワーク
オブザーバー	一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
オブザーバー	主婦連合会
オブザーバー	一般社団法人日本インタラクティブ広告協会
オブザーバー	一般社団法人電気通信事業者協会
オブザーバー	一般社団法人日本経済団体連合会
オブザーバー	デジタル市場競争本部事務局、個人情報保護委員会事務局



特定利用者情報の適正な取扱い

<p>① 特定利用者情報（※1）の取扱規程の策定・届出</p> <p>② 特定利用者情報の取扱方針の策定・公表</p> <p>③ 毎事業年度 特定利用者情報の取扱状況を自己評価、取扱規程・取扱方針に反映</p> <p>④ 上記事項の統括管理者の選任・届出等</p> <p>⑤ 特定利用者情報（※1①）の漏えい時の報告</p> <p>※1 利用者に関する情報のうち、㊦通信の秘密に該当する情報、㊩利用者（契約締結者その他これに準ずる者）を識別できる情報（総務省令で定めるもの）</p>	<p>なし</p> <p>（自主的な取組のみ）</p>
---	-----------------------------

番号は、以下頁の項目番号と対応

利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務を提供する者 **1**

● **利用者に関する情報（※2）を外部 **2** 言させる場合に確 **4** の機会を付与**

✓ 送信先等について、当該利用者に通知又は公表、同意取得、オプトアウト措置のいずれかを実施

※2 利用者の端末に記録された当該利用者に関する情報（氏名などの個人情報、閲覧履歴などの利用者の行動履歴に関する情報などが該当、ただし、電気通信サービス利用に必要な情報（OS情報など）を除く。） **3**

1.外部送信規律の対象

①外部送信規律の対象となる 電気通信役務

(内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務)

【施行規則第22条の2の27】

- 以下のサービスで、ブラウザ又はアプリケーションを通じて提供されるもの。
 - ・利用者間のメッセージ媒介等
 - ・SNS・電子掲示板・動画共有サービス、オンラインショッピングモール等
 - ・オンライン検索サービス
 - ・各種情報のオンライン提供（例：ニュース配信、気象情報配信、動画配信、地図等）

2.通知又は容易に知り得る状態

①通知又は利用者が容易に知り得る状態に置く際に満たすべき要件
【施行規則第22条の2の28】

●共通事項

- ・日本語で記載、専門用語を避け、平易な表現を用いる
- ・操作を行うことなく、文字が適切な大きさで表示される
- ・利用者が②の事項について、容易に確認できるようにする

●通知

- ・通知すべき事項又は当該事項を表示したウェブページやアプリケーションの所在に関する情報（URL等）を即時に（ポップアップ等により）表示する
- ・上記と同等以上に利用者が容易に認識できるように表示する

●容易に知り得る状態

- ・情報送信指令通信を行うウェブページ又は当該ウェブページから容易に到達できるウェブページにおいて表示する
- ・情報送信指令通信を行うアプリケーションを利用する際に最初に表示される画面又は当該画面から容易に到達できる画面において公表すべき事項を表示する
- ・上記と同等以上に利用者が容易に到達できるように表示する

②通知又は容易に知り得る状態に置くべき事項
【施行規則第22条の2の29】

●送信されることとなる利用者に関する情報の内容

- ・送信されることとなる利用者に関する情報の内容

●利用者に関する情報の送信先となる電気通信設備

- ・情報の送信先となる電気通信設備を用いて取り扱う者の氏名・名称

●その他

- ・送信されることとなる利用者に関する情報の利用目的

※いずれも情報送信指令通信ごと

3. 措置を取ることを不要とする情報

- ① 利用者が電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要な情報
【施行規則第22条の2の30】

【符号、音響又は影像を適正に表示するために必要な情報】

- ・OS情報、画面設定情報、言語設定情報
- ・その他当該電気通信役務の提供のために真に必要な情報

【その他】

- ・入力をした情報の保持等に必要な情報
- ・認証に必要な情報
- ・セキュリティ対策に必要な情報（サービス提供者のセキュリティに関するものに限る。）
- ・ネットワーク管理に必要な情報

※いずれも当該目的のために送信する場合に限る。

4. オプトアウト措置

- ① オプトアウト措置の際に利用者が容易に知り得る状態に置く事項
【施行規則第22条の2の31】

- オプトアウト措置（を講じていること）
- オプトアウト措置の内容（情報の送信を停止又は送信された情報の利用の停止）
- 利用者の求めを受け付ける方法
- その他
 - ・オプトアウト措置を行った場合に、どのようなサービスの制限を受けるか
 - ・送信されることとなる利用者に関する情報の内容
 - ・情報の送信を受けてこれを取り扱う者の氏名・名称
 - ・送信されることとなる利用者に関する情報の利用目的

関係法令(電気通信事業法の一部を改正する法律(令和4年法律第70号)による改正後の電気通信事業法)

(情報送信指令通信に係る通知等)

第二十七条の十二 電気通信事業者又は第三号事業を営む者（内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して**利用者の利益に及ぼす影響が少なくないものとして総務省令で定める電気通信役務**を提供する者に限る。）は、その利用者に対し電気通信役務を提供する際に、当該利用者の電気通信設備を送信先とする情報送信指令通信（利用者の電気通信設備が有する情報送信機能（利用者の電気通信設備に記録された当該利用者に関する情報を当該利用者以外の者の電気通信設備に送信する機能をいう。以下この条において同じ。）を起動する指令を与える電気通信の送信をいう。以下この条において同じ。）を行おうとするときは、**総務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信されることとなる当該利用者に関する情報の内容、当該情報の送信先となる電気通信設備その他の総務省令で定める事項を当該利用者に通知し、又は当該利用者が容易に知り得る状態に置かなければならない。**ただし、当該情報が次に掲げるものである場合は、この限りでない。

- 一 当該電気通信役務において送信する符号、音響又は映像を当該利用者の電気通信設備の映像面に適正に表示するために必要な情報その他の**利用者が電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要なものとして総務省令で定める情報**
- 二 当該電気通信事業者又は第三号事業を営む者が当該利用者に対し当該電気通信役務を提供した際に当該利用者の電気通信設備に送信した識別符号（電気通信事業者又は第三号事業を営む者が、電気通信役務の提供に際し、利用者を他の者と区別して識別するために用いる文字、番号、記号その他の符号をいう。）であつて、当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により当該電気通信事業者又は第三号事業を営む者の電気通信設備を送信先として送信されることとなるもの
- 三 当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信先の電気通信設備に送信されることについて当該利用者が同意している情報
- 四 当該情報送信指令通信が次のいずれにも該当する場合には、当該利用者がイに規定する措置の適用を求めている情報
 - イ 利用者の求めに応じて次のいずれかに掲げる行為を停止する措置を講じていること
 - (1) 当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により行われる利用者に関する情報の送信
 - (2) 当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信された利用者に関する情報の利用
 - ロ イに規定する措置、当該措置に係る利用者の求めを受け付ける方法**その他の総務省令で定める事項**について利用者が容易に知り得る状態に置いていること。

参考資料(2)

(電気通信事業法の一部を改正する法律(第一種指定
電気通信設備制度の見直し関係)等を踏まえた規定整備)

本改正に伴い、関係省令について、以下の所要の改正を行う。

- 平成13年総務省告示第242号（電気通信事業法施行規則第23条の2第2項の規定に基づく指定に関する件）は不要となるため、廃止
- 「単位指定区域」の定義が削除されることに伴う、当該規定を引用していた箇所の改正【施行規則第23条の4第1項、接続料規則改正省令（平成17年総務省令第14号）附則第15項、電気通信事業報告規則様式第21】
- 県間通信用設備のうち、IP音声県間接続・優先パケット県間接続について、第一種指定電気通信設備に指定されていないものの、第一種指定電気通信設備と一体的に利用せざるを得ないことに鑑み、接続料に準じた負担及び条件等の設定を求める規定（令和3年総務省令第1号で追加）について、当該設備が全て第一種指定電気通信設備となるため、削除【施行規則第23条の4第2項第1号の2】
- 県間通信用設備の第一種指定を踏まえた設備等に係る定義・様式等の整理【接続料規則第2条第5号～第6号の2、接続会計規則第2条第2項・別表】
- PSTNマイグレーション期間中の長期増分費用（LRIC）方式による加入電話・メタルIP電話接続機能の接続料の算定に係る経過措置について、県間通信用設備の第一種指定を踏まえた規定の整理【施行規則等改正省令（令和3年総務省令第1号）附則、接続料規則等改正省令（令和4年総務省令第9号）附則】

○総務省令第 号

電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）の施行に伴い、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 寺田 稔

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄

に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

目次

第一章 総則(第一条―第二条の二)

第二章 電気通信事業

第一節 「略」

第二節 電気通信事業者等の業務

〔第三節〕第五節 略

第六節 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会(第四十条の八の二―第四十条の八の十一)

〔第三章〕第五章 略

附則

(電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者に準ずる者)

第二条の二 法第二条第七号イの総務省令で定める者は、電気通信事業者又は法第六十四条第一項第三号に掲げる電気通信事業(以下「第三号事業」という。)を営む者から、その提供する電気通信役務を継続的に利用するための識別符号(法第二十七条の十二第二号に規定する識別符号であつて、当該識別符号に係る電気通信役務を利用しようとする者が提供する氏名(法人にあつては、当該法人の名称)、電話番号、電子メールアドレス又はこれらを組み合わせた情報に基づき作成されるものをいう。)を付与された者(電気通信事業者又は第三号事業を営む者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者を除く。)とする。

第三条 「略」

2 都道府県、市町村(特別区を含む。)又は指定都市の区若しくは総合区の区域の変更により、法第十六条第一項の届出をした電気通信事業者の設置する電気通信回線設備が前項に定める基準に該当しないこととなつたときは、当該電気通信事業者は、当該変更があつた日から起算して六月を経過する日までの間は、法第九条の登録を受けないで、電気通信事業を従前の例により引き続き営むことができる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否があるまでの間も、同様とする。

(氏名等の変更の届出)

第七条 法第十三条第五項の規定による法第十条第一項第一号又は第二号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。

〔一・二 略〕

2 法第十三条第五項の規定による法第十条第一項第五号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書を提出しなければならない。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 「同上」

第一節 「同上」

第二節 電気通信事業者の業務

〔第三節〕第五節 同上

第六節 認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会(第四十条の八の二―第四十条の八の十一)

〔第三章〕第五章 同上

附則

〔新設〕

第三条 「同上」

2 都道府県、市町村(特別区を含む。)又は指定都市の区若しくは総合区の区域の変更により、法第十六条の届出をした電気通信事業者の設置する電気通信回線設備が前項に定める基準に該当しないこととなつたときは、当該電気通信事業者は、当該変更があつた日から起算して六月を経過する日までの間は、法第九条の登録を受けないで、電気通信事業を従前の例により引き続き営むことができる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否があるまでの間も、同様とする。

(氏名等の変更の届出)

第七条 法第十三条第四項の規定による法第十条第一項第一号又は第二号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。

〔一・二 同上〕

2 法第十三条第四項の規定による法第十条第一項第五号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書を提出しなければならない。

(軽微な変更の届出)

第八条 法第十三条第五項の規定による同条第一項ただし書の軽微な変更の届出をしようとする者は、様式第七の届出書に、様式第三によるネットワーク構成図(記載事項に変更がある場合に限る。)を添えて提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十三条第五項の規定による同条第一項ただし書の軽微な変更の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図(記載事項に変更がある場合に限る。)を添えて提出しなければならない。

〔一〇四 略〕

〔三〇五 略〕

(電気通信事業の届出)

第九条 〔略〕

〔2 略〕

3 法第十六条第三項の規定による同条第一項第一号又は第二号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。

〔一一二 略〕

4 法第十六条第三項の規定による同条第五号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書を提出しなければならない。

5 法第十六条第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第九の届出書に、様式第三によるネットワーク構成図(記載事項に変更がある場合に限る。)及び法第九条第二号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類(同号に掲げる場合に限る。)を添えて提出しなければならない。

6 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十六条第四項の規定による変更の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図(記載事項に変更がある場合に限る。)及び法第九条第二号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類(同号に掲げる場合に限る。)を添えて提出しなければならない。

〔一〇四 略〕

〔七〇九 略〕

10 法第十六条第五項の規定による届出をしようとする者は、様式第九の八の届出書に、法第九条第二号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類(同号に掲げる場合に限る。)を添えて提出しなければならない。

11 総務大臣は、法第十三条第五項の規定による届出(法第九条の登録を受けた電気通信事業者の設置する電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準のいずれにも該当することとなった場合に限る。)又は法第十六条第一項の規定による届出があつた場合には、当該届出をした者に、届出番号を通知するものとする。同条第三項及び第四項並びに法第十七条第二項の規定に

(軽微な変更の届出)

第八条 法第十三条第四項の規定による同条第一項ただし書の軽微な変更の届出をしようとする者は、様式第七の届出書に、様式第三によるネットワーク構成図(記載事項に変更がある場合に限る。)を添えて提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十三条第四項の規定による同条第一項ただし書の軽微な変更の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図(記載事項に変更がある場合に限る。)を添えて提出しなければならない。

〔一〇四 同上〕

〔三〇五 同上〕

(電気通信事業の届出)

第九条 〔同上〕

〔2 同上〕

3 法第十六条第二項の規定による同条第一項第一号又は第二号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。

〔一一二 同上〕

4 法第十六条第二項の規定による同条第五号の事項の変更の届出をしようとする者は、様式第六の届出書を提出しなければならない。

5 法第十六条第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第九の届出書に、様式第三によるネットワーク構成図(記載事項に変更がある場合に限る。)及び法第九条第二号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類(同号に掲げる場合に限る。)を添えて提出しなければならない。

6 前項の規定にかかわらず、認定電気通信事業者が法第十六条第三項の規定による変更の届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合に応じて当該各号に定める書類に、様式第三によるネットワーク構成図(記載事項に変更がある場合に限る。)及び法第九条第二号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類(同号に掲げる場合に限る。)を添えて提出しなければならない。

〔一〇四 同上〕

〔七〇九 同上〕

10 法第十六条第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第九の八の届出書に、法第九条第二号に掲げる場合に該当する旨を確認できる書類(同号に掲げる場合に限る。)を添えて提出しなければならない。

11 総務大臣は、法第十三条第四項の規定による届出(法第九条の登録を受けた電気通信事業者の設置する電気通信回線設備が第三条第一項に定める基準のいずれにも該当することとなった場合に限る。)又は法第十六条第一項の規定による届出があつた場合には、当該届出をした者に、届出番号を通知するものとする。同条第二項及び第三項並びに法第十七条第二項の規定に

よる届出により、当該届出番号を変更したときも同様とする。

第二節 電気通信事業者等の業務

(特定ドメイン名電気通信役務の範囲)

第二十二条の二 法第二十四条第一号ロの総務省令で定めるドメイン名電気通信役務は、第五十九条の三第一項第一号イに掲げる電気通信役務とする。

(書面の交付)

第二十二条の二の四 対象契約が成立したときに法第二十六条の二第一項の規定により作成する書面(以下この条において「契約書面」という。)には、対象契約及びこれに付随する契約の内容を明らかにするための事項であつて次に掲げるものを記載しなければならない。

〔一〕六 略

2 前項各号に掲げる事項の記載は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。

〔一〕 略

二 対象契約が書面解除を行うことができるものである場合 次に掲げる事項が明らかにされていること。

〔イ〕ホ 略

〔イ〕ホ 略
ハ 書面解除に伴い当該書面解除をした者が支払うべき金額の算定の方法

〔ト〕 略

三 対象契約に係る電気通信役務の提供について第二十二条の二の七第一項第五号に規定する確認措置を講じている場合 次に掲げる事項が明らかにされていること。

〔イ〕ロ 略

ハ 第二十二条の二の七第一項第五号ロ又はハの解除に伴い当該解除をした者が支払うべき金額の算定の方法

〔ニ〕 略

〔三〕 略

〔四〕 略

〔三〕六 略
(書面による解除の例外)

第二十二条の二の七 法第二十六条の三第一項の総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〕四 略

五 法第二十六条第一項第一号に掲げる電気通信役務のうち、その提供を受けることができる場所に関する状況(以下この号において「利用場所状況」という。)及びその利用者の利益の保護のための法令等の遵守に関する状況(以下この号において「遵守状況」という。)を確認できる措置(次に掲げる要件を満たすものに限る。以下この条において「確認措置」という。)を電気通信事業者が講じているものであつて、その利用者の利益が保護されているものとして、当該電気通信事業者の申請により総務大臣が認定(以下この条において「認定」という。)したものの提供に関する契約(以下この号において「確認措置契約」とい

よる届出により、当該届出番号を変更したときも同様とする。

第二節 電気通信事業者の業務

(特定ドメイン名電気通信役務の範囲)

第二十二条の二 法第二十四条第一号ハの総務省令で定めるドメイン名電気通信役務は、第五十九条の二第一項第一号イに掲げる電気通信役務とする。

(書面の交付)

第二十二条の二の四 〔同上〕

〔一〕六 同上

〔同上〕

〔一〕 同上

〔同上〕

〔イ〕ホ 同上

〔イ〕ホ 同上
ハ 書面解除に伴い利用者が支払うべき金額の算定の方法

〔ト〕 同上

〔同上〕

〔イ〕ロ 同上

ハ 第二十二条の二の七第一項第五号ロ又はハの解除に伴い利用者が支払うべき金額の算定の方法

〔ニ〕 同上

〔三〕 同上

〔四〕 同上

〔三〕六 同上
(書面による解除の例外)

第二十二条の二の七 〔同上〕

〔一〕四 同上

〔同上〕

う。)を締結した場合

〔イ〕ハ 略〕

ニ ロ又はハの解除に伴い当該解除をした者が支払うべき金額が次に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超えないこと。

〔(1)・(2) 略〕

〔ホ 略〕

〔2〕6 略〕

(不実告知後の書面の交付)

第二十二条の二の八 不実告知後書面には、次に掲げる事項(変更契約又は更新契約の場合にあつては、第二十二条の二の四第三項に規定する変更の内容、第五号から第十号まで及び第十二号に掲げる事項並びに既契約に係る電気通信役務の提供に関する契約の成立の年月日その他の当該契約を特定するに足りる事項)を記載しなければならない。

〔一〕六 略〕

七 書面解除があつた場合に当該書面解除をした者が支払うべき金額の算定の方法

〔八〕十二 略〕

〔2〕4 略〕

(書面解除に伴い当該書面解除をした者が支払うべき金額)

第二十二条の二の九 法第二十六条の三第三項ただし書の総務省令で定める額は、次に掲げる額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を限度とする。

〔一〕五 略〕

(利用者等の利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為)

第二十二条の二の十三の二 法第二十七条の二第四号の総務省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

〔一 略〕

二 電気通信役務に関する契約の解除に伴い当該契約の解除をした者が支払うべき金額として次に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える金額を請求すること。

〔イ〕ニ 略〕

ホ 当該電気通信役務及び当該有償継続役務の提供に関する契約の解除に際して利用者又は当該契約の解除をした者(以下このホにおいて「利用者等」という。)の求めに応じて行われる工事等(当該利用者等が他の電気通信事業者の電気通信役務の提供を受けるために必要な工事等にあつては、専ら当該利用者等の便宜を図るために行われるものに限る。)のために通常要する費用の額及び当該工事等に伴う除却により生じる損失の額に相当する額

〔ハ〕ト 略〕

(特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者の指定)

第二十二条の二の十九 法第二十七条の五の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれ

〔イ〕ハ 同上〕

ニ ロ又はハの解除に伴い当該利用者^イが支払うべき金額が次に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超えないこと。

〔(1)・(2) 同上〕

〔ホ 同上〕

〔2〕6 同上〕

(不実告知後の書面の交付)

第二十二条の二の八 〔同上〕

〔一〕六 同上〕

七 書面解除があつた場合に利用者^イが支払うべき金額の算定の方法

〔八〕十二 同上〕

〔2〕4 同上〕

(書面解除に伴い利用者^イが支払うべき金額)

第二十二条の二の九 〔同上〕

〔一〕五 同上〕

(利用者等の利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為)

第二十二条の二の十三の二 〔同上〕

〔一 同上〕

二 電気通信役務に関する契約の解除に伴い当該電気通信役務の利用者が支払うべき金額として次に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える金額を請求すること。

〔イ〕ニ 同上〕

ホ 当該電気通信役務及び当該有償継続役務の提供に関する契約の解除に際して利用者^イの求めに応じて行われる工事等(利用者^イが他の電気通信事業者の電気通信役務の提供を受けるために必要な工事等にあつては、専ら当該利用者^イの便宜を図るために行われるものに限る。)のために通常要する費用の額及び当該工事等に伴う除却により生じる損失の額に相当する額

〔ハ〕ト 同上〕

〔新設〕

を行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

(利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務)

第二十二條の二十 法第二十七條の五の総務省令で定める電気通信役務は、電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第二條第三項の表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務ごとに次の各号に掲げる電気通信役務の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 その提供の開始時において対価としての料金の支払を要しない電気通信役務 前年度における一月当たりの当該電気通信役務の提供を受けた利用者（法第二十七号イに掲げる者に限り、他の電気通信事業者が卸電気通信役務を提供する場合にあつては、当該他の電気通信事業者が当該卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務の利用者（法第二十七号イに掲げる者に限る。）を含む。次号において同じ。）の数の平均が一千万以上であるもの
- 二 その提供の開始時において対価としての料金の支払を要する電気通信役務 前年度における一月当たりの当該電気通信役務の提供を受けた利用者の数の平均が五百万以上であるもの

(特定利用者情報)

第二十二條の二十一 法第二十七條の五第二号の総務省令で定める情報は、次に掲げる情報の集合物を構成する情報とする。

- 一 特定の利用者（法第二十七号イに掲げる者に限る。次号において同じ。）を識別することができる情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものと
- 二 前号に掲げるもののほか、利用者を識別することができる情報を一定の規則に従つて整理することにより特定の利用者を識別することができる情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

(情報取扱規程)

第二十二條の二十二 法第二十七條の六第一項の規定による届出をしようとする電気通信事業者は、様式第十五の四の届出書に、次に掲げる事項を内容とする情報取扱規程を添えて行わなければならない。

- 一 特定利用者情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該特定利用者情報の安全管理に関する次に掲げる事項
 - イ 組織的安全管理措置に関すること。
 - ロ 人的安全管理措置に関すること。
 - ハ 物理的安全管理措置に関すること。
 - ニ 技術的安全管理措置に関すること。
- ホ 第二十二條の二十三第三号ロ(1)、ハ又はニに規定する場合にあつては、当該特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の把握の体制に関すること。

二 特定利用者情報の取扱いを第三者に委託する場合における当該委託を受けた者に対する監

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

督に関する次に掲げる事項

イ 委託先の選定の方法に関すること。

ロ 委託契約において定める特定利用者情報の取扱いに関すること。

ハ 委託先における特定利用者情報の取扱状況の把握の体制及び方法に関すること。

三 情報取扱方針の策定及び公表に関する事項

四 法第二十七条の九の規定による評価に関する次に掲げる事項

イ 当該評価の実施並びに当該評価の結果の情報取扱規程及び情報取扱方針への反映の体制に関すること。

ロ 当該評価を行う項目、方法及び頻度に関すること。

五 特定利用者情報を取り扱う従事者に対する監督に関する事項

2) 法第二十七条の六第二項の規定による届出をしようとする電気通信事業者は、様式第十五の五の届出書を提出しなければならない。

(情報取扱方針)

第二十二條の二十三 法第二十七条の八第一項の規定による公表をしようとする電気通信事

業者は、次に掲げる事項を内容とする情報取扱方針をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表しなければならない。この場合において、当該事項については、利用者が容易に確認できるようにするものとする。

一 取得する特定利用者情報の内容（当該特定利用者情報を取得する方法を含む。）に関する事項

二 特定利用者情報の利用の目的及び方法に関する事項

三 特定利用者情報の安全管理の方法に関する次に掲げる事項

イ 安全管理措置の概要

ロ 次の(1)又は(2)に掲げる場合にあつては、当該(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該

(1)又は(2)に定める事項

(1) 外国に設置される電気通信設備に特定利用者情報を保存する場合（(2)に掲げる場合を除く。） 当該外国の名称及び当該特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無

(2) (1)に規定する電気通信設備が第三者により設置されたものである場合において、当該電気通信設備が設置された外国の名称を知ることが困難なとき 当該第三者の名称

ハ 外国に所在する第三者に特定利用者情報の取扱いを委託する場合にあつては、当該外国の名称及び当該特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無

ニ 外国に所在する第三者が提供する電気通信信務であつて、情報の保存を目的とするものを利用して特定利用者情報を保存する場合にあつては、当該外国の名称及び当該特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無

五 過去十年間（法第二十七条の五の規定により指定されている期間が十年に満たない場合に

〔新設〕

は、当該期間）に生じた法第二十八条第一項第二号イ及びロに掲げる事故の時期及び内容の公表に関する事項

（特定利用者情報の取扱状況の評価）

第二十二條の二十四 法第二十七條の九第一項の規定による評価は、直近の事業年度における社会情勢、技術の動向、外国の制度、サイバーセキュリティに対する脅威その他の状況の変化を踏まえ、少なくとも次に掲げる事項について行うものとする。

一 直近の事業年度における情報取扱規程及び情報取扱方針の遵守状況

二 直近の事業年度における特定利用者情報の漏えい

2] 前項の規定は、法第二十七條の五の規定による指定の日を含む事業年度の翌事業年度から適用する。この場合において、当該翌事業年度における同項の適用については、同項中「直近の事業年度」とあるのは、「法第二十七條の五の規定による指定の日から当該指定の日を含む事業年度の最終日までの間」とする。

（特定利用者情報統括管理者の要件）

第二十二條の二十五 法第二十七條の十第一項の総務省令で定める要件は、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

一 電気通信役務の提供を受ける者又は電気通信事業以外の事業における顧客に関する情報の取扱いに関する業務のうち、次のいずれかに該当するものに通算して三年以上従事した経験を有すること。

イ 電気通信役務の提供を受ける者又は電気通信事業以外の事業における顧客に関する情報の取扱いに関する安全管理又は法令に関する業務

ロ イに掲げる業務を監督する業務

二 前号に掲げる要件と同等以上の能力を有すると認められること。

（特定利用者情報統括管理者の選任及び解任の届出）

第二十二條の二十六 法第二十七條の十第二項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 選任し、又は解任した特定利用者情報統括管理者の氏名及び生年月日

三 選任し、又は解任した年月日

四 解任の場合にあつては、その理由

2] 前項の届出書には、選任された特定利用者情報統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び前条に規定する要件を備えることを証する書類を添付しなければならない。

（利用者の利益に及ぼす影響が少なくない電気通信役務）

第二十二條の二十七 法第二十七條の十二の総務省令で定める電気通信役務は、次の各号のいずれかに該当する電気通信役務であつて、ブラウザその他のソフトウェア（利用者が使用するパーソナルコンピュータ、携帯電話端末又はこれらに類する端末機器においてオペレーティングシステムを通じて実行されるものに限る。次条において同じ。）により提供されるものと

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

する。

一 他人の通信を媒介する電気通信役務

二 その記録媒体に情報を記録し、又はその送信装置に情報を入力する電気通信を利用者から受信し、これにより当該記録媒体に記録され、又は当該送信装置に入力された情報を不特定の利用者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務

三 入力された検索情報（検索により求める情報をいう。以下この号において同じ。）に対応して、当該検索情報が記録された全てのウェブページ（通常の方法により閲覧ができるものに限る。次条において同じ。）のドメイン名その他の所在に関する情報を出力する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務

四 前号に掲げるもののほか、不特定の利用者の求めに応じて情報を送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務であつて、不特定の利用者による情報の閲覧に供することを目的とするもの

（利用者に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態に置く方法）

第二十二條の二の二十八 法第二十七條の十二の規定により利用者の電気通信設備を送信先とする情報送信指令通信を行おうとするときは、次の各号のいずれにも該当する方法により、次条各号に掲げる事項を当該利用者に通知し、又は当該利用者が容易に知り得る状態に置かなければならない。

一 日本語を用い、専門用語を避け、及び平易な表現を用いること。

二 操作を行うことなく文字が適切な大ききで利用者の電気通信設備の映像面に表示されるようにすること。

三 前二号に掲げるもののほか、利用者が次条各号に掲げる事項について容易に確認できるようにすること。

2] 前項の利用者に通知する場合には、前項各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する方法により行わなければならない。

一 次条各号に掲げる事項又は当該事項を掲載した画面の所在に関する情報を当該利用者の電気通信設備の映像面に即時に表示すること（当該事項の一部のみを表示する場合には、利用者がその残部を掲載した画面に到達できるようにすること。）。

二 前号に掲げる方法と同等以上に利用者が容易に認識できるようにすること。

3] 第一項の利用者が容易に知り得る状態に置く場合には、第一項各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する方法により行わなければならない。

一 情報送信指令通信を行うウェブページ又は当該ウェブページから容易に到達できるウェブページにおいて、次条各号に掲げる事項を表示すること。

二 情報送信指令通信を行うソフトウェアを利用する際に、利用者の電気通信設備の映像面に最初に表示される画面又は当該画面から容易に到達できる画面において、次条各号に掲げる事項を表示すること。

三 前二号に掲げる方法と同等以上に利用者が容易に到達できるようにすること。
（利用者に通知し、又は利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項）

〔新設〕

第二十二條の二十九 法第二十七條の十二本文の総務省令で定める事項は、情報送信指令通信(と)、次に掲げる事項とする。

一 当該情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信されることとなる利用者に関する情報の内容

二 前号に規定する情報の送信先となる電気通信設備を用いて当該情報を取り扱うこととなる者の氏名又は名称

三 第一号に規定する情報の利用目的

(利用者が電気通信役務を利用する際に送信をすることが必要な情報)

第二十二條の三十 法第二十七條の十二第一号の総務省令で定める情報は、次に掲げるものとする。ただし、当該情報をその必要の範囲内において送信する場合に限るものとする。

一 当該電気通信役務において送信する符号、音響又は影像を当該利用者の電気通信設備の映像面に適正に表示するために必要な情報その他当該電気通信役務の提供のために真に必要な情報

二 当該利用者が当該電気通信役務を利用する際に入力した情報を当該利用者の電気通信設備の映像面に再表示するために必要な情報

三 当該利用者が当該電気通信役務を利用する際に入力した認証に関する情報を当該利用者の電気通信設備の映像面に再表示するために必要な情報

四 当該電気通信役務に対する不正な行為の検知等を行い、又は当該不正な行為による被害の軽減等を図るために必要な情報

五 当該電気通信役務の提供に係る電気通信設備の負荷を軽減させるために必要な情報その他の当該電気通信設備の適切な運用のために必要な情報

(オプトアウト措置に関し利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項)

第二十二條の三十一 法第二十七條の十二第四号ロの総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第二十七條の十二第四号イに規定する措置(以下この条において「オプトアウト措置」という。)を講じている場合にあつては、その旨

二 オプトアウト措置が同法第二十七條の十二第四号イ(一)又は(二)のいずれの行為を停止するものであるかの別

三 オプトアウト措置に係る利用者の求めを受け付ける方法

四 利用者がオプトアウト措置の適用を求めた場合において、当該電気通信役務の利用が制限されることとなるときは、その内容

五 情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信されることとなる利用者に関する情報(法第二十七條の十二第一号及び第二号に規定するものを除く。)の内容

六 前号に規定する情報の送信先となる電気通信設備を用いて当該情報を取り扱うこととなる者の氏名又は名称

七 第五号に規定する情報の利用目的

第二十三條の二 「略」

2 法第三十三條第一項の総務省令で定める方法は、次のとおりとする。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

第二十三條の二 「同上」

2 法第三十三條第一項の総務省令で定める区域(以下「単位指定区域」という。)は、都道府

一 一の電気通信事業者が設置する固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数の、その伝送路設備が設置される一の都道府県の区域内に設置される全ての同種の伝送路設備の電気通信回線の数のうちに占める割合が百分の一未満である場合、当該電気通信事業者は当該都道府県の区域内に固定端末系伝送路設備を設置して、いないものとみなす。

二 固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数は、利用者側において他の電気通信設備と接続される回線の数とする。

〔3 略〕

4 法第三十三条第一項の電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものであつて、当該設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に不可欠なものとする。

一 符号、音響若しくは影像の交換、編集若しくは変換又は通信路の設定（以下「交換等」という。）の機能を有する電気通信設備（以下「交換等設備」という。）であつて次に掲げるもの

〔イ 略〕

ロ 第一種指定端末系交換等設備以外の交換等設備（以下「第一種指定中継系交換等設備」という。）

二 伝送路設備であつて次に掲げるもの

〔イ・ロ 略〕

ハ 第一種指定中継交換局間に設置されるものであつて、専ら異なる都道府県の区域間の通信を行うもの

〔三・四 略〕

（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準）

第二十三条の四 法第三十三条第四項第一号イの総務省令で定める箇所は、次のとおりとする。

〔一〇八 略〕

九 第一種指定中継交換局において、第一種指定中継系伝送路設備又は当該第一種指定中継系交換等設備の設置される都道府県の区域と異なる都道府県の区域に設置されている第一種指定中継系交換等設備間の伝送路設備と第一種指定中継系交換等設備との間に設置される伝送装置

〔十〇十二 略〕

2 法第三十三条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

〔一 略〕

一の二 相互接続点と第一種指定電気通信設備の間の通信の伝送又は交換等に用いられる電気通信設備（第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置し、管理し、又はその運営を行うものに限る。）との接続（第一種指定電気通信設備を介した間接的な接続を含む。以下「特定接続」という。）の請求等であつて、前号の接続に係るものを他事業者が行う場合における次の事項（イからハまでに掲げるものにあつては、前号に規定する事項と一体

別の区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務大臣が別に指定する区域）とする。

〔新設〕

〔新設〕

〔3 同上〕

〔同上〕

4 〔同上〕

一 〔同上〕

〔イ 同上〕

ロ 第一種指定端末系交換等設備以外の交換等設備であつて、当該単位指定区域内における通信を行うもの（以下「第一種指定中継系交換等設備」という。）

二 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

〔新設〕

〔三・四 同上〕

（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準）

第二十三条の四 〔同上〕

〔一〇八 同上〕

九 第一種指定中継交換局において、第一種指定中継系伝送路設備又は当該第一種指定中継系交換等設備の設置される単位指定区域と異なる単位指定区域に設置されている第一種指定中継系交換等設備間の伝送路設備と第一種指定中継系交換等設備との間に設置される伝送装置

〔十〇十二 同上〕

2 〔同上〕

〔一 同上〕

一の二 〔同上〕

的に記載するものとする。)

「イ」ハ 略

「削る」
「一の三」十二 略

(攻撃先設備探査の範囲)

第四十条の八の二 法第十六条の二第一項第一号ロの総務省令で定める電気通信の送信は、調査研究その他の正当な理由によることなく、インターネットに接続された電気通信設備において通信に使用されるプログラムを識別するために割り当てられる番号により特定された送信先に対し、当該電気通信設備の稼働状況を確認するために行われる電気通信の送信であつて、当該送信に後続する通信の疎通を目的としないものをいう。

第四十条の八の三 第四十条の八の六

(廃止の届出)

第四十条の八の七 略

2 略

3 総務大臣は、第一項の廃止の届出があつたときは、第四十条の八の十一で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

第四十条の八の八 略

第四十条の八の九 略

第四十条の八の十 略

(公示)

第四十条の八の十一 法第十六条の八及び第四十条の八の七第三項の公示は、官報で告示することによつて行う。

(電気通信事業の全部の認定の申請)

第四十条の九 法第十七条第一項の規定による電気通信事業の全部の認定(以下この条及び第四十条の十一第一項において「全部認定」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

一 その電気通信事業に係る業務区域(利用者(電気通信事業者を除く。))との電気通信設備の接続に係る業務区域及び他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域を含む。次号並びに次条第一項第一号及び第二号において同じ。)について既に法第九条の登録の申請をし、若しくは同条の登録を受け、若しくは法第十三条第一項の変更登録の申請をし、若しくは同項の変更登録を受け、又は法第十六条第一項若しくは第四項の届出をしてい

「イ」ハ 同上

ニ 他事業者が特定接続(専ら異なる単位指定区域間の通信において、特定のバケットについて優先的に通信の交換及び伝送を行うものに限る。ホにおいて同じ。)を行う場合に当該特定接続に関して他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なもの(接続料の原価及び利潤の算定方法に準じて計算される場合には、自己資本利益率の値については第一種指定電気通信設備接続料規則(平成十二年郵政省令第六十四号)第十二条第三項の規定を準用する。)

ホ その他事業者が特定接続を行う場合の条件

「一の三」十二 同上

「新設」

第四十条の八の二 第四十条の八の五

(廃止の届出)

第四十条の八の六 同上

2 同上

3 総務大臣は、第一項の廃止の届出があつたときは、第四十条の八の十で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

第四十条の八の七 同上

第四十条の八の八 同上

第四十条の八の九 同上

(公示)

第四十条の八の十 法第十六条の八及び第四十条の八の六第三項の公示は、官報で告示することによつて行う。

(電気通信事業の全部の認定の申請)

第四十条の九 同上

一 その電気通信事業に係る業務区域(利用者(電気通信事業者を除く。))との電気通信設備の接続に係る業務区域及び他の電気通信事業者との電気通信設備の接続に係る業務区域を含む。次号並びに次条第一項第一号及び第二号において同じ。)について既に法第九条の登録の申請をし、若しくは同条の登録を受け、若しくは法第十三条第一項の変更登録の申請をし、若しくは同項の変更登録を受け、又は法第十六条第一項若しくは第三項の届出をしてい

る場合は、様式第三十八の四の申請書

二 その電気通信事業に係る業務区域について法第十三条第一項の変更登録の申請をし、又は法第十六条第四項の届出をしていない場合は、様式第三十八の五の申請書又は届出書兼申請書

〔2・3 略〕

(電気通信事業の一部の認定の申請)

第四十条の十 法第一百七十七条第一項の規定による電気通信事業の一部の認定（以下この条及び次条第二項において「一部認定」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

一 その電気通信事業に係る業務区域について既に法第九条の登録の申請をし、若しくは同条の登録を受け、若しくは法第十三条第一項の変更登録の申請をし、若しくは同項の変更登録を受け、又は法第十六条第一項若しくは第四項の届出をしている場合は、様式第三十八の八の申請書

二 その電気通信事業に係る業務区域について法第十三条第一項の変更登録の申請をし、又は法第十六条第四項の届出をしていない場合は、様式第三十八の九の申請書又は届出書兼申請書

〔2・3 略〕

(利用又は運用に関する協定等があつせん等の対象となる設備)

第五十四条の二 令第十条第三号の総務省令で定める設備は、次のとおりとする。

一 データベース(利用者に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。)その他の利用者に関する情報の取扱いに関して用いられる設備

〔二〇四 略〕

(業務の停止等の報告)

第五十七条 法第二十八条第一項の規定による報告をしようとする者は、報告を要する事由が発生した後(通信の秘密又は特定利用者情報(次条第一項に規定する情報に限る。以下この条において同じ。))の漏えいに係るものにあつては、それを知つた後)速やかにその発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項について適当な方法により報告するとともに、その詳細について次の表の上欄に掲げる報告の事由の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる様式により同表の下欄に掲げる報告期限までに報告書を提出しなければならない。

報告の事由	様式	報告期限
三 特定利用者情報の漏えい	様式第五十の二の二	特定利用者情報の漏えいを知つた日から三十日以内

る場合は、様式第三十八の四の申請書

二 その電気通信事業に係る業務区域について法第十三条第一項の変更登録の申請をし、又は法第十六条第三項の届出をしていない場合は、様式第三十八の五の申請書又は届出書兼申請書

〔2・3 同上〕

(電気通信事業の一部の認定の申請)

第四十条の十 [同上]

一 その電気通信事業に係る業務区域について既に法第九条の登録の申請をし、若しくは同条の登録を受け、若しくは法第十三条第一項の変更登録の申請をし、若しくは同項の変更登録を受け、又は法第十六条第一項若しくは第三項の届出をしている場合は、様式第三十八の八の申請書

二 その電気通信事業に係る業務区域について法第十三条第一項の変更登録の申請をし、又は法第十六条第三項の届出をしていない場合は、様式第三十八の九の申請書又は届出書兼申請書

〔2・3 同上〕

(利用又は運用に関する協定等があつせん等の対象となる設備)

第五十四条の二 令第十条第三号の総務省令で定める設備は、次のとおりとする。

一 データベース(法第十二条の二第四項第二号に規定する利用者(以下この号において「利用者」という。))に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。)その他の利用者に関する情報の取扱いに関して用いられる設備

〔二〇四 同上〕

(業務の停止等の報告)

第五十七条 法第二十八条の規定による報告をしようとする者は、報告を要する事由が発生した後(通信の秘密の漏えいに係るものにあつては、それを知つた後)速やかにその発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置模様その他参考となる事項について適当な方法により報告するとともに、その詳細について次の表の上欄に掲げる報告の事由の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる様式により同表の下欄に掲げる報告期限までに報告書を提出しなければならない。

報告の事由	様式	報告期限
三 第五十八条で定める重大な事故	様式第五十の三	その重大な事故が発生した日から三十日以内

四 次条第二項に規定する重大な事故	様式第五十の三		その重大な事故が発生した日から三十日以内
(報告を要する事故)			
第五十八条 法第二十八条第一項第二号ロの総務省令で定める情報は、次の各号のいずれかに該当するものとする。			
一 当該情報に含まれる利用者(法第二条第七号イに掲げる者に限る。第五十九条の三第五項第一号において同じ。)の数が千を超えるもの			
二 特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある外国の制度に基づき、外国政府に提供を行ったもの			
法第二十八条第一項第二号ハの総務省令で定める重大な事故は、次のとおりとする。			
2)			
一 次の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる時間以上電気通信設備の故障により電気通信役務の全部又は一部(付加的な機能の提供に係るものを除く。)の提供を停止又は品質を低下させた事故(他の電気通信事業者の電気通信設備の故障によるものを含む。)であつて、当該電気通信役務の提供の停止又は品質の低下を受けた利用者の数(総務大臣が当該利用者の数の把握が困難であると認めるものにあつては、総務大臣が別に告示する基準に該当するもの)がそれぞれ同表の下欄に掲げる数以上のもの			
電気通信役務の区分		時間	利用者の数
一 緊急通報を取り扱う音声伝送役務		一時間	三万
二 緊急通報を取り扱う音声伝送役務		二時間	三万
三 セルラーLPWA(無線設備規則第四十九条の六の九第一項及び第五項又は同条第一項及び第六項で定める条件に適合する無線設備をいう。)		十二時間	三万
四 利用者から電気通信役務の提供の対価としての料金の支払を受けないインターネット		二十四時間	十万
	二時間		百万

(報告を要する重大な事故)			
第五十八条 法第二十八条の総務省令で定める重大な事故は、次のとおりとする。			
一 次の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる時間以上電気通信設備の故障により電気通信役務の全部又は一部(付加的な機能の提供に係るものを除く。)の提供を停止又は品質を低下させた事故(他の電気通信事業者の電気通信設備の故障によるものを含む。)であつて、当該電気通信役務の提供の停止又は品質の低下を受けた利用者の数(総務大臣が当該利用者の数の把握が困難であると認めるものにあつては、総務大臣が別に告示する基準に該当するもの)がそれぞれ同表の下欄に掲げる数以上のもの			
電気通信役務の区分		時間	利用者の数
一 緊急通報を取り扱う音声伝送役務		一時間	三万
二 緊急通報を取り扱う音声伝送役務		二時間	三万
三 セルラーLPWA(無線設備規則第四十九条の六の九第一項及び第五項又は同条第一項及び第六項で定める条件に適合する無線設備をいう。)		十二時間	三万
四 利用者から電気通信役務の提供の対価としての料金の支払を受けないインターネット関連サービス(一の項から三の項までに掲げる電気通信役務を除く。)		二十四時間	十万
五 一の項から四の項までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務		十二時間	百万
	二時間		三万
	一時間		百万

二 電気通信事業者が設置した衛星、海底ケーブルその他これに準ずる重要な電気通信設備の

関連サービス（一の項から三の項までに掲げる電気通信役務を除く。）		十二時間		百万
五 一の項から四の項までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務		二時間	三万	百万
二 電気通信事業者が設置した衛星、海底ケーブルその他これに準ずる重要な電気通信設備の故障により、当該電気通信設備を利用する全ての通信の疎通が二時間以上不能となる事故 （検索情報電気通信役務及び媒介相当電気通信役務を提供する者の指定）		一時間	百万	

第五十九条の二 法第六十四条第一項第三号の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる者にその旨を通知するものとする。

（ドメイン名電気通信役務等の範囲）
第五十九条の三 法第六十四条第二項第一号の総務省令で定める電気通信役務は、次に掲げるものとする。
〔一・二 略〕
〔2・3 略〕

4 法第六十四条第二項第四号の総務省令で定める電気通信役務は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 第二十二条の二の二十七第三号に掲げる電気通信役務であること。

二 前年度における一月当たりの前号に定める電気通信役務の提供を受けた利用者（法第二条第七号イに掲げる者に限り、他の電気通信事業者に卸電気通信役務を提供する場合にあつては、当該他の電気通信事業者が当該卸電気通信役務を利用して提供する電気通信役務の利用者（法第二条第七号イに掲げる者に限る。）を含む。次項第二号において同じ。）の数の平均が一千万以上であること。

5 法第六十四条第二項第五号の総務省令で定める電気通信役務は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 その記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報（商品、役務又は権利に関する情報を除く。以下この号において同じ。）を記録し、又はその送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を入力する電気通信を不特定の者から受信し、これにより当該記録媒体に記録され、又は当該送信装置に入力された情報が不特定の者の求めに応じて送信する機能を有する電気通信設備を他人の通信の用に供する電気通信役務であつて、主として不特定の利用者間の交流を目的としたもの（当該電気通信役務以外の電気通信役務に付随的に提供されるものを除く。）であること。

二 前年度における一月当たりの前号に定める電気通信役務の提供を受けた利用者の数の平均が一千万以上であること。

故障により、当該電気通信設備を利用する全ての通信の疎通が二時間以上不能となる事故

〔新設〕

（ドメイン名電気通信役務等の範囲）
第五十九条の二 〔同上〕

〔一・二 同上〕

〔2・3 同上〕

〔新設〕

〔新設〕

第六十条の二 「略」

2 総務大臣は、法第百六十五条第一項の届出があつた場合には、当該届出をした者に、届出番号を通知するものとする。法第百六十六条第三項及び第四項並びに法第一百七条第二項の規定による届出により、当該届出番号を変更したときも同様とする。

(申請等の方法)

第六十九條 次に掲げる申請、届出、申立て又は報告(以下「申請等」という。)をしようとする者は、当該申請等(ドメイン名電気通信業務に係るものを除く。)をその者の住所(電気通信事業者(電気通信事業を営もうとする者を含む。)である外国法人等にあつては、国内代表者等の住所。次項において同じ。)を管轄する総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。)を経由して行うことができる。

【一〇一略】

三 法第十三条第五項の変更の届出

【四〇三十四略】

【二略】

様式第4 (第4条第4項第2号、第4条の2第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係)

提供する電気通信業務

電 気 通 信 役 務 の 種 類		提供する役務
【1～32 略】		
33 ドメイン名電 気通信役務	第59条の3第1項第1号イに掲げるもの	
	第59条の3第1項第1号ロに掲げるもの	
第59条の3第1項第2号に掲げるもの		
【34・35 略】		

【注1～6 略】

7 「インターネット関連サービス（IP電話を除く。）」又は「上記1から34までに掲げる電気通信業務以外の電気通信業務」を提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「IXサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。また、法第164条第1項第3号の指定を受けた者にあつては、当該指定に係る電気通信業務について、参考として、具体的なサービス内容を併記すること。

8 ドメイン名電気通信業務のうち、「第59条の3第1項第1号イに掲げるもの」又は「第59条の3第1項第1号ロに掲げるもの」を提供する場合は、当該ドメイン名電気通信業務に係るドメイン名の一部を記入すること。

【9・10 略】

様式第6 (第7条、第9条第3項及び第4項、第40条の17関係)
【略】

第六十条の二 「同上」

2 総務大臣は、法第百六十五条第一項の届出があつた場合には、当該届出をした者に、届出番号を通知するものとする。法第百六十六条第二項及び第三項並びに法第一百七条第二項の規定による届出により、当該届出番号を変更したときも同様とする。

(申請等の方法)

第六十九條 【同上】

【一〇一 同上】

三 法第十三条第四項の変更の届出

【四〇三十四 同上】

【二 同上】

様式第4 (第4条第4項第2号、第4条の2第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係)

提供する電気通信業務

電 気 通 信 役 務 の 種 類		提供する役務
【1～32 略】		
33 ドメイン名電 気通信役務	第59条の2第1項第1号イに掲げるもの	
	第59条の2第1項第1号ロに掲げるもの	
第59条の2第1項第2号に掲げるもの		
【34・35 略】		

【注1～6 同左】

7 「インターネット関連サービス（IP電話を除く。）」又は「上記1から34までに掲げる電気通信業務以外の電気通信業務」を提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「IXサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。

8 ドメイン名電気通信業務のうち、「第59条の2第1項第1号イに掲げるもの」又は「第59条の2第1項第1号ロに掲げるもの」を提供する場合は、当該ドメイン名電気通信業務に係るドメイン名の一部を記入すること。

【9・10 同左】

様式第6 (第7条、第9条第3項及び第4項、第40条の17関係)
【同左】

<p>次のとおり変更があつたので、電気通信事業法第13条第5項（第16条第3項）（及び第122条第5項）の規定により、届け出ます。</p> <p>【表略】</p> <p>【注 略】</p> <p>様式第7（第8条第1項関係） 【略】</p>	<p>次のとおり変更があつたので、電気通信事業法第13条第4項（第16条第2項）（及び第122条第5項）の規定により、届け出ます。</p> <p>【表同左】</p> <p>【注 同左】</p> <p>様式第7（第8条第1項関係） 【同左】</p>
<p>次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第5項の規定により、届け出ます。</p> <p>【表略】</p> <p>【注1・2 略】</p> <p>様式第7の2（第8条第2項第1号関係） 【略】</p>	<p>次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第4項の規定により、届け出ます。</p> <p>【表同左】</p> <p>【注1・2 同左】</p> <p>様式第7の2（第8条第2項第1号関係） 【同左】</p>
<p>次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第5項及び第122条第2項の規定により、届け出ます。</p> <p>【表略】</p> <p>【注1・2 略】</p> <p>様式第7の3（第8条第2項第2号関係） 【略】</p>	<p>次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第4項及び第122条第2項の規定により、届け出ます。</p> <p>【表同左】</p> <p>【注1・2 同左】</p> <p>様式第7の3（第8条第2項第2号関係） 【同左】</p>
<p>次のとおり変更したので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、電気通信事業法第13条第5項及び第122条第2項の規定により、届け出ます。</p> <p>【表略】</p> <p>【注1・2 略】</p> <p>様式第7の4（第8条第2項第3号関係） 【略】</p>	<p>次のとおり変更したので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、電気通信事業法第13条第4項及び第122条第2項の規定により、届け出ます。</p> <p>【表同左】</p> <p>【注1・2 同左】</p> <p>様式第7の4（第8条第2項第3号関係） 【同左】</p>
<p>次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第5項の規定により、届け出ます。</p> <p>【表略】</p> <p>【注1・2 略】</p> <p>様式第7の5（第8条第2項第4号関係） 【略】</p>	<p>次のとおり変更したので、電気通信事業法第13条第4項の規定により、届け出ます。</p> <p>【表同左】</p> <p>【注1・2 同左】</p> <p>様式第7の5（第8条第2項第4号関係） 【同左】</p>
<p>次のとおり変更したので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の書類を添えて、電気通信事業法第13条第5項の規定により、届け出ます。</p> <p>【表略】</p> <p>【注1・2 略】</p> <p>様式第9（第9条第5項関係） 【略】</p>	<p>次のとおり変更したので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の書類を添えて、電気通信事業法第13条第4項の規定により、届け出ます。</p> <p>【表同左】</p> <p>【注1・2 同左】</p> <p>様式第9（第9条第5項関係） 【同左】</p>
<p>電気通信事業法第16条第4項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので届け出ます。</p> <p>【表略】</p>	<p>電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので届け出ます。</p> <p>【表同左】</p>

<p>[注1・2 略]</p> <p>様式第9の2 (第9条第6項第1号関係)</p> <p>【略】</p>	<p>[注1・2 同左]</p> <p>様式第9の2 (第9条第6項第1号関係)</p> <p>【同左】</p>
<p>電気通信事業法第122条第1項の規定により、同法第117条第2項第2号又は第3号の事項の変更の認定を受けたので、次のとおり申請します。</p> <p>上記の申請に係る変更の認定を受けたときは、電気通信事業法第16条第4項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。</p> <p>【表略】</p>	<p>電気通信事業法第122条第1項の規定により、同法第117条第2項第2号又は第3号の事項の変更の認定を受けたので、次のとおり申請します。</p> <p>上記の申請に係る変更の認定を受けたときは、電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。</p> <p>【表同左】</p>
<p>[注1・2 略]</p> <p>様式第9の3 (第9条第6項第1号関係)</p> <p>【略】</p>	<p>[注1・2 同左]</p> <p>様式第9の3 (第9条第6項第1号関係)</p> <p>【同左】</p>
<p>電気通信事業法第16条第4項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。</p> <p>次のとおり変更したので、電気通信事業法第122条第2項の規定により、届け出ます。</p> <p>【表略】</p>	<p>電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。</p> <p>次のとおり変更したので、電気通信事業法第122条第2項の規定により、届け出ます。</p> <p>【表同左】</p>
<p>[注1～3 略]</p> <p>様式第9の4 (第9条第6項第2号関係)</p> <p>【略】</p>	<p>[注1～3 同左]</p> <p>様式第9の4 (第9条第6項第2号関係)</p> <p>【同左】</p>
<p>電気通信事業法第122条第1項の規定により、同法第117条第2項第2号又は第3号の事項の変更の認定を受けたので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、次のとおり申請します。</p> <p>上記の申請に係る変更の認定を受けたときは、電気通信事業法第16条第4項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。</p> <p>【表略】</p>	<p>電気通信事業法第122条第1項の規定により、同法第117条第2項第2号又は第3号の事項の変更の認定を受けたので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、次のとおり申請します。</p> <p>上記の申請に係る変更の認定を受けたときは、電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。</p> <p>【表同左】</p>
<p>[注1・2 略]</p> <p>様式第9の5 (第9条第6項第2号関係)</p> <p>【略】</p>	<p>[注1・2 同左]</p> <p>様式第9の5 (第9条第6項第2号関係)</p> <p>【同左】</p>
<p>電気通信事業法第16条第4項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので、電気通信事業の一部の認定に関する関係書類を添えて、届け出ます。</p> <p>次のとおり変更したので、電気通信事業法第122条第2項の規定により、届け出ます。</p> <p>【表略】</p>	<p>電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので、電気通信事業の一部の認定に関する関係書類を添えて、届け出ます。</p> <p>次のとおり変更したので、電気通信事業法第122条第2項の規定により、届け出ます。</p> <p>【表同左】</p>
<p>[注1～3 略]</p> <p>様式第9の6 (第9条第6項第3号関係)</p> <p>【略】</p>	<p>[注1～3 同左]</p> <p>様式第9の6 (第9条第6項第3号関係)</p> <p>【同左】</p>
<p>電気通信事業法第16条第4項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。</p> <p>【表略】</p>	<p>電気通信事業法第16条第3項の規定により、同条第1項第3号又は第4号の事項を次のとおり変更したいので、届け出ます。</p> <p>【表同左】</p>

〔注 1・2 略〕
様式第 9 の 7 (第 9 条第 6 項第 4 号関係)

〔略〕
電気通信事業法第 16 条第 4 項の規定により、同条第 1 項第 3 号又は第 4 号の事項を次のとおり変更したいので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、届け出ます。

〔表略〕
〔注 1・2 略〕
様式第 9 の 8 (第 9 条第 10 項関係)

〔略〕
電気通信事業法第 16 条第 5 項の規定により、電気通信設備の概要を次のとおり届け出ます。

〔表略〕
〔注 1～3 略〕
様式第 15 の 4 (第 22 条の 2 の 22 第 1 項関係)

情報取扱規程届出書

総務大臣 殿
年 月 日

郵便番号
(ふりがな)
住 所
(ふりがな)
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。
担当部署等がある場合は、当該担当部署名
等を記載すること。)

電気通信事業法第 27 条の 6 第 1 項の規定により、別紙のとおり情報取扱規程を定めたので届け出ます。

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。
様式第 15 の 5 (第 22 条の 2 の 22 第 2 項関係)

情報取扱規程変更届出書

〔注 1・2 同左〕
様式第 9 の 7 (第 9 条第 6 項第 4 号関係)

〔同左〕
電気通信事業法第 16 条第 3 項の規定により、同条第 1 項第 3 号又は第 4 号の事項を次のとおり変更したいので、電気通信事業の一部の認定に関する別添の関係書類を添えて、届け出ます。

〔表同左〕
〔注 1・2 同左〕
様式第 9 の 8 (第 9 条第 10 項関係)

〔同左〕
電気通信事業法第 16 条第 4 項の規定により、電気通信設備の概要を次のとおり届け出ます。

〔表同左〕
〔注 1～3 同左〕
〔新設〕

〔新設〕

総務大臣 殿

年 月 日

郵便番号
 (ふりがな)
 住 所
 (ふりがな)
 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を
 記載すること。)
 登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
 連絡先 (連絡のとれる電話番号等を記載すること。
 担当部署等がある場合は、当該担当部署名
 等を記載すること。)

次のとおり情報取扱規程を変更したので、電気通信事業法第27条の6第2項の規定により、届
 け出ます。

変更の内容	
変更年月日	
変更の理由	

注1 「変更の内容」の欄には、変更前と変更後とを対照しやすいうように記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第38の3の2 (第40条の8の3第1項関係)

[略]

[表略]

[注1～3 略]

様式第38の3の3 (第40条の8の4第1項関係)

[略]

[表略]

[注1 略]

2 第40条の8の3第2項第1号の書類を変更したときは、変更後の書類を添付すること。

[3 略]

様式第38の3の4 (第40条の8の6関係)

[略]

様式第38の3の2 (第40条の8の2第1項関係)

[同左]

[表同左]

[注1～3 同左]

様式第38の3の3 (第40条の8の3第1項関係)

[同左]

[表同左]

[注1 同左]

2 第40条の8の2第2項第1号の書類を変更したときは、変更後の書類を添付すること。

[3 同左]

様式第38の3の4 (第40条の8の5関係)

[同左]

<p>【表略】</p> <p>注1 <u>第40条の8の3第2項第1号</u>の書類を変更したときは、変更後の書類を添付すること。</p> <p>【2 略】</p> <p>様式第38の3の5 (<u>第40条の8の7第1項</u>関係)</p> <p>【略】</p> <p>電気通信事業法第116条の2第1項の規定に係る業務を廃止したいので、電気通信事業法施行規則<u>第40条の8の7第1項</u>の規定により、届け出ます。</p> <p>【表略】</p> <p>【注 略】</p> <p>様式第38の4 (第40条の9第1項第1号関係)</p> <p>【略】</p> <p>電気通信事業法第117条第1項の規定により、電気通信事業の全部の認定を受けたので、次のとおり申請します。</p> <p>1 業務区域</p> <p>注 「法第9条の登録 (の申請) (及び法第13条第1項の変更登録 (の申請))に係る業務区域に同じ。」「法第16条第1項 (及び<u>同条第4項</u>)の届出に係る業務区域に同じ。」等と記載すること。</p> <p>2 電気通信設備の概要</p> <p>注 「法第9条の登録 (の申請) (及び法第13条第1項の変更登録 (の申請))に係る電気通信設備の概要に同じ。」「法第16条第1項 (及び<u>同条第4項</u>)の届出に係る電気通信設備の概要に同じ。」等と記載すること。</p> <p>【注 略】</p> <p>様式第38の5 (第40条の9第1項第2号関係)</p> <p>【略】</p> <p>電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第3号の事項の変更登録を受ける (電気通信事業法<u>第16条第4項</u>の規定により同条第1項第3号の事項を次のとおり変更したいので、届け出る)とともに、同法第117条第1項の規定により電気通信事業の全部の認定を受けたので、次のとおり申請します。</p> <p>1 業務区域</p> <p>(1) 提供区域</p> <p>注 「法第9条の登録 (及び法第13条第1項の変更登録 (の申請))に係る提供区域に同じ。」「法第16条第1項 (及び<u>同条第4項</u>)の届出に係る提供区域に同じ。」等と記載すること。</p> <p>【(2)・(3) 略】</p> <p>【2 略】</p> <p>【注 略】</p> <p>様式第38の9 (第40条の10第1項第2号関係)</p>	<p>【表同左】</p> <p>注1 <u>第40条の8の2第2項第1号</u>の書類を変更したときは、変更後の書類を添付すること。</p> <p>【2 同左】</p> <p>様式第38の3の5 (<u>第40条の8の6第1項</u>関係)</p> <p>【同左】</p> <p>電気通信事業法第116条の2第1項の規定に係る業務を廃止したいので、電気通信事業法施行規則<u>第40条の8の6第1項</u>の規定により、届け出ます。</p> <p>【表同左】</p> <p>【注 同左】</p> <p>様式第38の4 (第40条の9第1項第1号関係)</p> <p>【同左】</p> <p>電気通信事業法第117条第1項の規定により、電気通信事業の全部の認定を受けたので、次のとおり申請します。</p> <p>1 業務区域</p> <p>注 「法第9条の登録 (の申請) (及び法第13条第1項の変更登録 (の申請))に係る業務区域に同じ。」「法第16条第1項 (及び<u>同条第3項</u>)の届出に係る業務区域に同じ。」等と記載すること。</p> <p>2 電気通信設備の概要</p> <p>注 「法第9条の登録 (の申請) (及び法第13条第1項の変更登録 (の申請))に係る電気通信設備の概要に同じ。」「法第16条第1項 (及び<u>同条第3項</u>)の届出に係る電気通信設備の概要に同じ。」等と記載すること。</p> <p>【注 同左】</p> <p>様式第38の5 (第40条の9第1項第2号関係)</p> <p>【同左】</p> <p>電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第3号の事項の変更登録を受ける (電気通信事業法<u>第16条第3項</u>の規定により同条第1項第3号の事項を次のとおり変更したいので、届け出る)とともに、同法第117条第1項の規定により電気通信事業の全部の認定を受けたので、次のとおり申請します。</p> <p>1 業務区域</p> <p>(1) 提供区域</p> <p>注 「法第9条の登録 (及び法第13条第1項の変更登録 (の申請))に係る提供区域に同じ。」「法第16条第1項 (及び<u>同条第3項</u>)の届出に係る提供区域に同じ。」等と記載すること。</p> <p>【(2)・(3) 同左】</p> <p>【2 同左】</p> <p>【注 同左】</p> <p>様式第38の9 (第40条の10第1項第2号関係)</p>
---	--

【略】
電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第3号の事項の変更登録を受ける（電気通信事業法第16条第4項の規定により同条第1項第3号の事項を次のとおり変更したいので、届け出る）とともに、同法第117条第1項の規定により、電気通信事業の一部の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

【注 略】

【1・2 略】

【注 略】

様式第50の2の2（第57条関係）

特定利用者情報の漏えい報告書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
（ふりがな）
住 所
（ふりがな）
氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）
登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号
連絡先（連絡のとれる電話番号等を記載すること。
担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。）

電気通信事業法第28条第1項2号ロに規定する特定利用者情報の漏えいについて、同条の規定により、次のとおり報告します。

- ①特定利用者情報（電気通信事業法第27条の5第2号に掲げる情報に限る。以下同じ。）に係る利用者の数が千を超える漏えい
- ②特定利用者情報の適正な取扱いに影響を及ぼすおそれのある外国の制度に基づき、外国政府に提供を行ったことによる漏えい

発生年月日	復旧年月日	
発生場所		
発生状況		
発生原因		

【同左】
電気通信事業法第13条第1項の規定により同法第10条第1項第3号の事項の変更登録を受ける（電気通信事業法第16条第3項の規定により同条第1項第3号の事項を次のとおり変更したいので、届け出る）とともに、同法第117条第1項の規定により、電気通信事業の一部の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

【注 同左】

【1・2 同左】

【注 同左】

【新設】

措置模様	
再発防止策	

- 注 1 電気通信事業法28条第1項第2号イに規定する通信の秘密の漏えいに関する同条の報告書が同時に提出される場合において、各報告事項に関し、当該報告書の内容と同一の内容であるときは、当該報告書に同じとして記入を省略することができる。
- 2 該当する□にシ印を付けること。
- 3 ②に該当する場合において、復旧年月日、措置模様及び再発防止策の欄については記載を省略することができる。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(電気通信事業報告規則の一部改正)

第二条 電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p>電気通信役務の利用者（電気通信事業法第二条第七号イに掲げる者に限る。）を含む。以下この項及び次項において同じ。）の数の平均が、次の各号に掲げる区分（以下この項において単に「区分」という。）のいずれかに該当するかについて、書面等により総務大臣に提出しなければならぬ。ただし、報告年度における当該利用者の数の平均が該当する区分が、当該電気通信役務についてこの項本文の規定によりした報告のうち直近の報告に係る区分と同一である場合には、この限りではない。</p> <p>一 九百万未満 二 九百万以上二千万未満 三 一千万以上</p>	<p>報告対象役務</p> <p>報告対象事業者</p> <p>電気通信回線設備を設置して加入電話を提供する電気通信事業者</p> <p>電気通信回線設備を設置して携帯電話を提供する電気通信事業者</p> <p>次のいずれかに該当する電気通信事業者</p> <p>一 IP電話を提供する電気通信事業者であつて、IP電話の提供のために電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号又は同表第六号に掲げる特定IP電話番号の指定を受けたもの</p> <p>二 前号に掲げる者から電気通信事業者の電気通信事業の用に供するIP電話の提供を受ける電気通信事業者</p> <p>インターネット接続サービスを提供する電気通信事業者</p>
<p>加入電話</p> <p>携帯電話</p> <p>IP電話（当該IP電話の提供のために電気通信番号規則別表第一号に掲げる固定電話番号又は同表第六号に掲げる特定IP電話番号を使用するものに限る。）</p> <p>インターネット接続サービス</p> <p>FTTHアクセスサービス</p>	<p>次のいずれかに該当する電気通信事業者</p> <p>一 光信号伝送用の端末系伝送路設備を設置してFTTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者（第三号において「設備を設置して提供する事業者」という。）</p> <p>二 他の電気通信事業者が設置した光信号伝送用の端末系伝送路設備と自らの電気通信設備を接続してFTTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者（次号において「接続により提供する事業者」という。）（共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるFTTHアクセスサービスにあつては、当該電気通信設備を設置してFTTHアクセスサービスを提供する電気通信事業者）</p> <p>三 設備を設置して提供する事業者又は接続により提供する事業者から電気通信事業者の電気通信事業の用に供するFTTHアクセスサービスの提供を受ける電気通信事業者</p> <p>有線テレビジョン放送施設の線路と同一の線路を使用する</p>
<p>CATVアクセスサービス</p>	<p>有線テレビジョン放送施設の線路と同一の線路を使用する</p>

	BWAアクセスサービス	電気通信設備を設置してCATVアクセスサービスを提供する電気通信事業者
	公衆無線LANアクセスサービス	基地局を設置してBWAアクセスサービスを提供する電気通信事業者
	仮想移動電気通信サービス	公衆無線LANアクセスサービスを提供する電気通信事業者
	電子メールサービス	仮想移動電気通信サービス（ローカル5Gに係るサービスを除く。）を提供する電気通信事業者
	メッセージングサービス	電子メールサービスを提供する電気通信事業者
	検索サービス	メッセージングサービスを提供する電気通信事業者又は第二号事業を営む者
	ソーシャル・ネットワークキング・サービスその他交流型電気通信サービス	検索サービスを提供する電気通信事業者又は第二号事業を営む者
	その他電気通信サービス	その他電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業者又は電気通信回線設備を設置せずに他人の通信を媒介する電気通信役務を提供する電気通信事業者

4 前項の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務（その提供の開始時において対価としての料金の支払を要する電気通信役務に限り、検索サービス及びソーシャル・ネットワークキング・サービスその他交流型電気通信サービスを除く。）ごとに、様式第十五の六により、毎報告年度経過後一月以内に、当該報告年度における一月当たりの当該電気通信役務の提供を受けた利用者の数の平均が、次の各号に掲げる区分（以下この項において単に「区分」という。）のいずれかに該当するかについて、書面等により総務大臣に提出しなければならない。ただし、報告年度における当該利用者の数の平均が該当する区分が、当該電気通信役務についてこの項本文の規定によりした報告のうち直近の報告に係る区分と同一である場合には、この限りではない。

- 一 四百五十万未満
- 二 四百五十万以上五百万未満
- 三 五百万以上

5 第三項の規定により、同項第一号に掲げる区分に該当する旨の報告をすべき電気通信役務を提供する電気通信事業者及び第三号事業を営む者（当該電気通信役務について同項の規定によりした報告のうち直近の報告に係る区分が同項第二号又は第三号に掲げる区分に該当していた者を除く。）については、同項の規定を適用しない。

6 第四項の規定により、同項第一号に掲げる区分に該当する旨の報告をすべき電気通信役務を提供する電気通信事業者（当該電気通信役務について同項の規定によりした報告のうち直近の報告に係る区分が同項第二号又は第三号に掲げる区分に該当していた者を除く。）については、同項の規定を適用しない。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

12
28 [密]
[塗]

様式第15の4 (第2条第1項関係)

電気通信役務契約等状況報告
契約数
年 月 日現在
サービスの種類
事業者名

契約数	参考事項
電気通信事業法施行規則 (以下「施行規則」という。) 第59条の3第1項第1号イに掲げるもの	()
施行規則第59条の3第1項第1号ロに掲げるもの	()
施行規則第59条の3第1項第2号に掲げるもの	

注1 「電気通信事業法施行規則 (以下「施行規則」という。) 第59条の3第1項第1号イに掲げるもの」及び「施行規則第59条の3第1項第1号ロに掲げるもの」の欄は、ドメイン名電気通信役務に係るドメイン名の一部ごとに記載すること。この場合において、括弧内には、当該ドメイン名の一部を記載すること。
[2～5 略]

様式第15の6 (第2条第3項及び第4項関係)

電気通信役務契約等状況報告
利用者の数の平均
年 4月 1日から
年 3月 31日まで
事業者名

その提供の開始時において対価としての料金の支払を要しないサービスの場合

サービスの種類	(サービスの種類)
利用者の数の平均の区分	
900万未満	<input type="checkbox"/>
900万以上1,000万未満	<input type="checkbox"/>

13
29 [密]
[塗]

様式第15の4 (第2条第1項関係)

電気通信役務契約等状況報告
契約数
年 月 日現在
サービスの種類
事業者名

契約数	参考事項
電気通信事業法施行規則 (以下「施行規則」という。) 第59条の2第1項第1号イに掲げるもの	()
施行規則第59条の2第1項第1号ロに掲げるもの	()
施行規則第59条の2第1項第2号に掲げるもの	

注1 「電気通信事業法施行規則 (以下「施行規則」という。) 第59条の2第1項第1号イに掲げるもの」及び「施行規則第59条の2第1項第1号ロに掲げるもの」の欄は、ドメイン名電気通信役務に係るドメイン名の一部ごとに記載すること。この場合において、括弧内には、当該ドメイン名の一部を記載すること。
[2～5 同左]

[新設]

1,000万以上	<input type="checkbox"/>
その提供の開始時において対価としての料金の支払を要するサービスの場合	
利用者の数の平均の区分	(サービスの種類)
450万未満	<input type="checkbox"/>
450万以上500万未満	<input type="checkbox"/>
500万以上	<input type="checkbox"/>

注 1 該当する□にレ印を付けること。

2 サービスの種類として、第2条第3項の表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務及び当該電気通信役務の名称を記載すること。複数のサービスの種類について報告する場合には、サービスの種類の列を追加することにより報告することができる。

3 第2条第3項の表の報告対象役務の欄に掲げる加入電話から仮想移動電気通信サービスまでは、当該役務ごとの利用者の数の平均の区分を報告すること。また、携帯電話及び仮想移動電気通信サービスの双方を提供する場合には、仮想移動電気通信サービスの利用者の数については、携帯電話の利用者の数を含めて報告すること。同表の報告対象役務の欄に掲げる電子メールサービスからその他電気通信役務までは、一の報告対象役務に該当する複数のサービスを提供する場合、実態に応じた合理的な分類により、当該複数のサービスごとに報告することができる。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第16 (第2条第7項関係)

[第1表～第6表 略]

様式第17 (第2条第7項関係)

[第1表～第3表 略]

様式第18 (第2条第8項関係)

[略]

[注1～10 略]

様式第19 (第2条第8項関係)

[略]

[注1～8 略]

様式第20 (第2条第8項関係)

[略]

[注1～8 略]

様式第21 (第3条第1項関係)

伝送路設備設置状況報告
都道府県別種類別回線数

年 3月31日現在

様式第16 (第2条第3項関係)

[第1表～第6表 同左]

様式第17 (第2条第3項関係)

[第1表～第3表 同左]

様式第18 (第2条第4項関係)

[同左]

[注1～10 同左]

様式第19 (第2条第4項関係)

[同左]

[注1～8 同左]

様式第20 (第2条第4項関係)

[同左]

[注1～6 同左]

様式第21 (第3条第1項関係)

伝送路設備設置状況報告
単位指定区域別種類別回線数

年 3月31日現在

事業者名 _____

種類 都道府県	有線			無線
	二線式	同軸	光信号伝送用	
合計				

【注1・2 略】

3 「都道府県」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。

4 【略】

様式第27（第7条の3関係）

【略】

【注1～11 略】

12 「影響を与えた電気通信役務の区分」の欄は、電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第五十八条第一号の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分の中から該当するものを全て記載すること。

【13・14 略】

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

事業者名 _____

種類 単位指定区域	有線			無線
	二線式	同軸	光信号伝送用	
合計				

【注1・2 同左】

3 「単位指定区域」の欄は、必要に応じ、適宜増減すること。

4 【同左】

様式第27（第7条の3関係）

【同左】

【注1～11 同左】

12 「影響を与えた電気通信役務の区分」の欄は、電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）第五十八条第一号の表の上欄に掲げる電気通信役務の区分の中から該当するものを全て記載すること。

【13・14 同左】

(第一種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正)

第三条 第一種指定電気通信設備接続会計規則(平成九年郵政省令第九十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

(用語)

第二条 「略」

2 この省令の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。

【一〜四 略】

五 「一般第一種指定設備」とは、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。）第四条の表二の項（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。）、五の項（関門系ルータ交換機能に限る。）、五の二の項、六の二の項（一般中継系ルータ交換伝送機能及び一般関門中継系ルータ交換伝送機能に限る。）、六の三の項及び九の項から九の四の項までの機能（以下別表第二において「端末系ルータ交換機能等」という。）に係る設備並びに接続料規則第四条に規定する対象設備等以外の一般第一種指定ルータ及びその附属設備をいう。

【六・七 略】

別表第一〔第2条・第6条・第7条・第8条〕

勘定科目表
資産

科 目	款 (原価部門)	項
1 電気通信事業固定資産 (1)有形固定資産	第一種指定設備管理部門	1 一般第一種指定設備 一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。） 一般第一種指定中継ルータ 一般第一種指定関門中継ルータ SIPサーバ シッションボードコントローラ ENUMサーバ IP電話用DNSサーバ ゲートウェイルータ メディアゲートウェイ 一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。） 網終端装置（IP-VPNサービスに係るもの） 網終端装置（インターネット接続サービス

(用語)

第一条 「同上」

2 「同上」

【一〜四 同上】

五 「一般第一種指定設備」とは、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「接続料規則」という。）第四条の表二の項（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。）、五の項（関門系ルータ交換機能に限る。）、五の二の項、六の二の項（一般中継系ルータ交換伝送機能に限る。）、六の三の項及び九の項から九の四の項までの機能（以下別表第二において「端末系ルータ交換機能等」という。）に係る設備並びに接続料規則第四条に規定する対象設備等以外の一般第一種指定ルータ及びその附属設備をいう。

【六・七 同上】

別表第一〔第2条・第6条・第7条・第8条〕

勘定科目表
資産

科 目	款 (原価部門)	項
1 電気通信事業固定資産 (1)有形固定資産	第一種指定設備管理部門	1 一般第一種指定設備 一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものに限る。） 一般第一種指定中継ルータ SIPサーバ シッションボードコントローラ ENUMサーバ IP電話用DNSサーバ ゲートウェイルータ メディアゲートウェイ 一般第一種指定収容ルータ（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に係るものを除く。） 網終端装置（IP-VPNサービスに係るもの） 網終端装置（インターネット接続サービス

		<p>に保るもの)</p> <p>収容イーサネットスイッチ (同等の機能を有するルータを含む。)</p> <p>中継イーサネットスイッチ (同等の機能を有するルータを含む。)</p> <p>ゲートウェイスイッチ (同等の機能を有するルータを含む。)</p> <p>伝送路</p> <p>(何)</p> <p>2 特別第一種指定設備</p> <p>端末系伝送路 (電気信号の伝送に係るもの)</p> <p>主配線盤 (電気信号の伝送に係るもの)</p> <p>公衆電話設備</p> <p>端末系交換設備 (主として音声伝送業務の提供に用いられるもの)</p> <p>端末系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの)</p> <p>端末系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの)</p> <p>端末系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの)</p> <p>端末系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの)</p> <p>端末系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの)</p> <p>中継系交換設備 (主として音声伝送業務の提供に用いられるもの)</p> <p>中継系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの)</p> <p>中継系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの)</p>
--	--	---

		<p>に保るもの)</p> <p>収容イーサネットスイッチ (同等の機能を有するルータを含む。)</p> <p>中継イーサネットスイッチ (同等の機能を有するルータを含む。)</p> <p>ゲートウェイスイッチ (同等の機能を有するルータを含む。)</p> <p>伝送路</p> <p>(何)</p> <p>2 特別第一種指定設備</p> <p>端末系伝送路 (電気信号の伝送に係るもの)</p> <p>主配線盤 (電気信号の伝送に係るもの)</p> <p>公衆電話設備</p> <p>端末系交換設備 (主として音声伝送業務の提供に用いられるもの)</p> <p>端末系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの)</p> <p>端末系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの)</p> <p>端末系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの)</p> <p>端末系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの)</p> <p>端末系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの)</p> <p>端末系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの)</p> <p>中継系交換設備 (主として音声伝送業務の提供に用いられるもの)</p> <p>中継系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの)</p> <p>中継系交換設備 (主としてデータ伝送業務の提供に用いられるもの)</p>
--	--	---

[略]	<p>第一種指定設備利用部門 支援設備 (補助部門) 全般管理 (補助部門)</p>	<p>の提供に用いられるものうち、ルーター ング伝送機能に係るもの)</p> <p>信号網設備 番号案内データベース及び番号案内設備 折返し通信路設定機能に係る設備 専用加入者線装置モジュール 専用加入者線装置モジュールのうち、光信 号電気信号変換機能に係るもの 専用線ノード装置 専用加入者線装置モジュール～専用線ノ ード装置伝送路 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送 路又は相互接続点伝送路 (何) 建物 土地 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備 建設仮勘定</p> <p>[略] [略] [略]</p>
-----	--	---

費用
営業費用
営業収益
 [表略]
 [表略]
 [(注) 略]

[同左]	<p>第一種指定設備利用部門 支援設備 (補助部門) 全般管理 (補助部門)</p>	<p>の提供に用いられるものうち、ルーター ング伝送機能に係るもの)</p> <p>信号網設備 番号案内データベース及び番号案内設備 折返し通信路設定機能に係る設備 専用加入者線装置モジュール 専用加入者線装置モジュールのうち、光信 号電気信号変換機能に係るもの 専用線ノード装置 専用加入者線装置モジュール～専用線ノ ード装置伝送路 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送 路又は相互接続点伝送路 (何) 建物 土地 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備 建設仮勘定</p> <p>[同左] [同左] [同左]</p>
------	--	--

費用
営業費用
営業収益
 [表同左]
 [表同左]
 [(注) 同左]

設備区分別費用明細表（一般第一種指定設備再掲）

（単位 円）

営 業 うち 貸倒損失 費用 施設 保全 費用 共通	一般第一種指定設備計	[略]			[略]
		[略]	一般第一種指定中継ルータ	一般第二種指定異間中継ルータ	SIPサーバ

設備区分別費用明細表（一般第一種指定設備再掲）

（単位 円）

営 業 うち 貸倒損失 費用 施設 保全 費用 共通	一般第一種指定設備計	[同左]	[同左]	[同左]
		[同左]	一般第一種指定中継ルータ	SIPサーバ

(第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正)

第四条 第一種指定電気通信設備接続料規則(平成十二年郵政省令第六十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、これを加える。

<p>(用語) 第二条 「略」 2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 〔一〜四 略〕 五 一般第一種指定中継ルータ 第一種指定中継系交換等設備に該当するルータ（一の都道府県の区域内の通信の交換等を行うものに限る。）であつて、第一種指定メタル回線収容装置又は一般第一種指定収容ルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものをいう。 五の二 一般第一種指定県間中継ルータ 第一種指定中継系交換等設備に該当するルータ（専ら異なる都道府県の区域間の通信の交換等を行うものに限る。）であつて、第一種指定メタル回線収容装置又は一般第一種指定収容ルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものをいう。 六 一般第一種指定ルータ 一般第一種指定収容ルータ、一般第一種指定中継ルータ及び一般第一種指定県間中継ルータをいう。 六の二 閉門系ルータ 他の電気通信事業者の電気通信設備と一般第一種指定中継ルータ又は一般第一種指定県間中継ルータとを接続する場合においてこれらの設備の間に設置される一般第一種指定中継ルータ又は一般第一種指定県間中継ルータ（他の電気通信事業者の電気通信設備に直接接続することができるものに限る。）をいう。 〔六の三〜十五 略〕 第四条 法定機能の区分、内容及び対象設備等 （法定機能は、次の表の上欄及び中欄に定める機能とし、それぞれの法定機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。</p>	<p>(用語) 第二条 「同上」 2 「同上」 〔一〜四 同上〕 五 一般第一種指定中継ルータ 第一種指定中継系交換等設備に該当するルータであつて、第一種指定メタル回線収容装置又は一般第一種指定収容ルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものをいう。 〔新設〕 六 一般第一種指定ルータ 一般第一種指定収容ルータ及び一般第一種指定中継ルータをいう。 六の二 閉門系ルータ 他の電気通信事業者の電気通信設備と一般第一種指定中継ルータとを接続する場合においてこれらの設備の間に設置される一般第一種指定中継ルータ（他の電気通信事業者の電気通信設備に直接接続することができるものに限る。）をいう。 〔六の三〜十五 同上〕 第四条 「同上」 （法定機能の区分、内容及び対象設備等）</p>												
<table border="1"> <tr> <th data-bbox="606 176 654 336">機能の区分</th> <th data-bbox="606 336 654 784">内 容</th> <th data-bbox="606 784 654 1120">対象設備</th> </tr> <tr> <td data-bbox="558 176 606 336">〔略〕 六の二 ルータ 送機能</td> <td data-bbox="558 336 606 784">〔略〕 一般中継系ルータ交換伝送機能</td> <td data-bbox="558 784 606 1120">一般第一種指定中継系ルータ設備等（閉門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータ、閉門系ルータ又は閉門交換機接続用メディアアダプトウェイと閉門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備及び閉門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータと一般第一種指定収容ルータとの間に設置される第一</td> </tr> </table>	機能の区分	内 容	対象設備	〔略〕 六の二 ルータ 送機能	〔略〕 一般中継系ルータ交換伝送機能	一般第一種指定中継系ルータ設備等（閉門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータ、閉門系ルータ又は閉門交換機接続用メディアアダプトウェイと閉門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備及び閉門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータと一般第一種指定収容ルータとの間に設置される第一	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="606 1120 654 1456">機能の区分</th> <th data-bbox="606 1456 654 1904">内 容</th> <th data-bbox="606 1904 654 2058">対象設備</th> </tr> <tr> <td data-bbox="558 1120 606 1456">〔同上〕 六の二 ルータ 送機能</td> <td data-bbox="558 1456 606 1904">〔同上〕 一般中継系ルータ交換伝送機能</td> <td data-bbox="558 1904 606 2058">一般第一種指定中継系ルータ設備等（閉門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータ、閉門系ルータ又は閉門交換機接続用メディアアダプトウェイと閉門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備及び閉門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータと一般第一種指定収容ルータとの間に設置される第一</td> </tr> </table>	機能の区分	内 容	対象設備	〔同上〕 六の二 ルータ 送機能	〔同上〕 一般中継系ルータ交換伝送機能	一般第一種指定中継系ルータ設備等（閉門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータ、閉門系ルータ又は閉門交換機接続用メディアアダプトウェイと閉門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備及び閉門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータと一般第一種指定収容ルータとの間に設置される第一
機能の区分	内 容	対象設備											
〔略〕 六の二 ルータ 送機能	〔略〕 一般中継系ルータ交換伝送機能	一般第一種指定中継系ルータ設備等（閉門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータ、閉門系ルータ又は閉門交換機接続用メディアアダプトウェイと閉門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備及び閉門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータと一般第一種指定収容ルータとの間に設置される第一											
機能の区分	内 容	対象設備											
〔同上〕 六の二 ルータ 送機能	〔同上〕 一般中継系ルータ交換伝送機能	一般第一種指定中継系ルータ設備等（閉門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータ、閉門系ルータ又は閉門交換機接続用メディアアダプトウェイと閉門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備及び閉門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータと一般第一種指定収容ルータとの間に設置される第一											

〔略〕	〔略〕	一般県間中継系ルータ交換 伝送機能	第一種指定県間中継系ルータ設備等（関門系ルータ以外の一般第一種指定県間中継ルータ、一般第一種指定県間中継ルータと一般第一種指定県間中継ルータとの間に設置される第一種指定県間中継系伝送路設備及び関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータ又は第一種指定県間中継ルータと関門系ルータとの間に設置される第一種指定伝送路設備をいう。以下同じ。）により通信の交換及び伝送を行う機能（特定のネットワークについて優先的に通信の交換又は伝送を行う機能を含む。）	種指定中継系伝送路設備をいう。以下同じ。）により通信の交換及び伝送を行う機能（特定のネットワークについて優先的に通信の交換又は伝送を行う機能を含む。）	第一種指定県間中継系ルータ設備等
-----	-----	----------------------	---	---	------------------

（第一種指定設備管理運営費の算定）
 第九条 一般法定機能に係る第一種指定設備管理運営費は、第四条の表の上欄に掲げる機能の区分ごとに、その対象設備等に係る費用の額を基礎として算定するものとする。ただし、他の電気通信事業者が設置する設備を利用して当該機能を提供する場合には、当該設備の利用に必要な費用の総額を加えるものとする。

〔2 略〕
 （一般中継系ルータ交換伝送機能等に係る接続料）
 第十八条の二 〔略〕
 2 第四条の表の六の二の項の一般県間中継ルータ交換伝送機能に係る接続料は、データ伝送業務に関するものについては回線容量を単位として、音声伝送業務に関するものについては通信

〔同上〕	〔同上〕			種指定中継系伝送路設備をいう。以下同じ。）により通信の交換及び伝送を行う機能（特定のネットワークについて優先的に通信の交換又は伝送を行う機能を含む。）	
------	------	--	--	---	--

（第一種指定設備管理運営費の算定）
 第九条 一般法定機能に係る第一種指定設備管理運営費は、第四条の表の上欄に掲げる機能の区分ごとに、その対象設備等に係る費用の額を基礎として算定するものとする。

〔2 同上〕
 （一般中継系ルータ交換伝送機能に係る接続料）
 第十八条の二 〔同上〕
 〔新設〕

量を単位として設定するものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、この限りでない。

備考 表中の「□」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(接続料規則の一部を改正する省令の一部改正)

第五条 接続料規則の一部を改正する省令(平成十七年総務省令第十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>附則 〔15〕14 略</p> <p>15 令和六年十二月三十一日までの間、事業者は、その第一種指定電気通信設備を設置する都道府県の区域（当該事業者が固定端末系伝送路設備を設置する都道府県の区域に限る。）以外の都道府県の区域において第一種指定電気通信設備を設置する他の事業者が存在する場合は、規則第四条の表二の項の機能（加入者交換機能、信号制御交換機能、優先接続機能、番号ポートタビリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送共用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び利潤並びに通信量等を当該他の事業者のものと合算して算定するものとする。</p> <p>〔16〕17 略</p>	<p>附則 〔15〕14 同上</p> <p>15 令和六年十二月三十一日までの間、事業者は、その第一種指定電気通信設備を設置する単位指定区域（電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の二第二項に規定する単位指定区域をいう。以下この項において同じ。）以外の単位指定区域において第一種指定電気通信設備を設置する他の事業者が存在する場合は、規則第四条の表二の項の機能（加入者交換機能、信号制御交換機能、優先接続機能、番号ポートタビリティ機能、加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能に限る。）、四の項の機能、五の項の機能（中継交換機能、中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能に限る。）、六の項の機能（中継伝送共用機能、中継伝送専用機能及び中継交換機接続伝送専用機能に限る。）及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び利潤並びに通信量等を当該他の事業者のものと合算して算定するものとする。</p> <p>〔16〕17 同上</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。	

(電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第六条 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令(令和三年総務省令第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

附則
(経過措置)
第四条 削除

第五条 令和六年十二月三十一日までの間、事業者は、新接続料規則第四条の表二の項の機能（端末系ルータ交換機能及び一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。）、五の項の機能（関門系ルータ交換機能に限る。）、五の二の項の機能、六の二の項の機能（一般中継系ルータ交換伝送機能及び一般県間中継ルータ伝送交換機能に限る。）及び九の項から九の四の項までの機能を用いて、他の電気通信事業者の電気通信設備を関門交換機又は関門系ルータで接続し、IP電話（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第四号の二に規定するメタルインターネットプロトコル電話用設備又は同項第五号の二に規定するインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を用いて提供されるものを除く。以下同じ。）を提供するために通信の交換及び伝送を行う機能（次項及び第三項において「光IP電話接続機能」という。）の接続料を設定するものとする。

[2・3 略]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附則
(経過措置)
第四条

令和六年十二月三十一日までの間、新施行規則第二十三条の四第二項第一号の二の特
定接続を行う場合に他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤
を加えた金額に照らし公正妥当なもの（他の電気通信事業者の電気通信設備を関門系ルータで
接続し、IP電話（事業用電気通信設備規則（昭和六十年郵政省令第三十号）第三条第二項第
四号の二に規定するメタルインターネットプロトコル電話用設備又は同項第五号の二に規定す
るインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備を用いて提供されるものを除く
。以下同じ。）を提供するために通信の交換及び伝送を行うものに限る。）については、関門
系ルータを経由してIP電話を提供する場合及び関門交換機を経由してIP電話を提供する場
合の通信時間を合算したものをを用いて計算される金額とする。この場合において、当該金額は
、通信時間を単位として計算されるものとする。

[2・3 同上]

(第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第七条 第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令(令和四年総務省令第九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

附則

第五条 [略]

2 加入電話・メタルIP電話接続機能に関する次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

新接続料規則別表第一の第一表	[略]	IP電話用DNSサーバ	DNSサーバ	相互接続局に設置するもの
		都道府県区域間伝送路設備	都道府県区域間伝送路設備	共用コアルータ～関門系ルータ間に設置するもの
新接続料規則別表第四の第一表	[略]	(1) 伊豆大島と本土中継交換機間及び穴石と中継交換局間の伝送路に係るもの 伝送路数×専用線料金単価 (2) 都道府県区域間伝送路に係るもの 都道府県区域間伝送路の最繁時帯域（メタルIP電話に係るものに限る。）×都道府県区域間伝送路設備帯域当たり単価		
新接続料規則別表第五第二表	[略]	線共用部 デジタル回線	設備 区域伝送路	
[3]	[略]			

第六条 加入電話・メタルIP電話接続機能の接続料は、附則別表第一第一表の部分機能の区分の欄に定める各部分機能の単位費用総額（単位費用（附則別表第二の要素機能の区分の欄に定

附則

第五条 [同上]

2 [同上]

新接続料規則別表第一の第一表	[同上]	IP電話用DNSサーバ	DNSサーバ	相互接続局に設置するもの
		単位指定区域間伝送路設備	単位指定区域間伝送路設備	共用コアルータ～関門系ルータ間に設置するもの
新接続料規則別表第四の第一表	[同上]	(1) 伊豆大島と本土中継交換機間及び穴石と中継交換局間の伝送路に係るもの 伝送路数×専用線料金単価 (2) 単位指定区域間伝送路に係るもの 単位指定区域間伝送路の最繁時帯域（メタルIP電話に係るものに限る。）×単位指定区域間伝送路設備帯域当たり単価		
新接続料規則別表第五第二表	[同上]	線共用部 デジタル回線	設備 単位指定区域間伝送路	
[3]	[同上]			

第六条 加入電話・メタルIP電話接続機能の接続料は、附則別表第一第一表の部分機能の区分の欄に定める各部分機能の単位費用総額（単位費用（附則別表第二の要素機能の区分の欄に定

める要素機能（附則別表第一の部分機能の区分の欄に定める部分機能の構成要素となる機能をいう。以下同じ。）について、附則別表第二の対象設備の欄に定める対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設に係る費用の額を用いて算定された当該要素機能の原価及び利潤の総額を当該要素機能に係る需要で除したものをいう。以下同じ。）の総額であつて、附則別表第一の単位費用総額の算定方法の欄に定める方法により算定したものをいう。以下同じ。）を当該各部分機能に係る需要（要素機能の単位費用算定に用いる通信時間であつて、当該各部分機能に係るものをいう。）により加重平均したものに一から特定比率を減じた比率を乗じることにより算定した額に、附則別表第一第二表の部分機能の区分の欄に定める部分機能の単位費用総額に特定比率を乗じることにより算定した額を加えることにより算定するものとする。

〔2 略〕

第八条 削除

附則別表第一（附則第6条関係）

〔第1表 略〕

第2表

部分機能の区分	内容	単位費用総額の算定方法
一 閉門系ルータ接続機能	他の電気通信事業者の電気通信設備を閉門系ルータで接続する場合における第一種指定電気通信設備により通信の交換及び伝送並びに信号の編集を行う部分機能	メタル回線収容部に係る単位費用＋一般中継系ルータ交換伝送部に係る単位費用＋一般中継系ルータ接続伝送部に係る単位費用＋一般中継ルータ接続伝送部に係る単位費用＋SIPサーバ部に係る単位費用＋閉門系ルータ交換部に係る単位費用＋SIP信号変換部に係る単位費用＋番号管理部に係る単位費用＋トランプ名管理部に係る単位費用

附則別表第二（附則第6条関係）

める要素機能（附則別表第一の部分機能の区分の欄に定める部分機能の構成要素となる機能をいう。以下同じ。）について、附則別表第二の対象設備の欄に定める対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設に係る費用の額を用いて算定された当該要素機能の原価及び利潤の総額を当該要素機能に係る需要で除したものをいう。以下同じ。）の総額であつて、附則別表第一の単位費用総額の算定方法の欄に定める方法により算定したものをいう。以下同じ。）を当該各部分機能に係る需要（要素機能の単位費用算定に用いる通信時間であつて、当該各部分機能に係るものをいう。）により加重平均したものに一から特定比率を減じた比率を乗じることにより算定した額に、附則別表第一第二表の部分機能の区分の欄に定める部分機能の単位費用総額に特定接続負担額（他の電気通信事業者が当該部分機能の利用に当たり電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の四第二項第一号の二の特定接続を行う場合に当該他の電気通信事業者が負担すべき金額に相当する額であつて、前条第二項の規定により読み替えて適用される新接続料規則第六条の規定により整理された電気通信設備の資産及び費用に基づいて原価及び利潤を算定したものをいう。）を加えた額に特定比率を乗じることにより算定した額を加えることにより算定するものとする。

〔2 同上〕

第八条 令和六年十二月三十一日までの間、事業者は、他の電気通信事業者が電気通信事業法施行規則第二十三条の四第二項第一号の二の特定接続（他の電気通信事業者の電気通信設備を閉門系ルータで接続する場合において、アナログ電話用設備又は総合デジタル通信用設備である固定端末系伝送路設備の一端に接続される端末設備から発信する通信又は当該端末設備に着信する通信の交換及び伝送を行うものに限る。）を行う場合に、当該特定接続に関して金銭の取得をしないものとする。

附則別表第一（附則第6条関係）

〔第1表 同左〕

第2表

部分機能の区分	内容	単位費用総額の算定方法
一 〔同左〕	〔同左〕	メタル回線収容部に係る単位費用＋一般中継系ルータ交換伝送部に係る単位費用＋一般中継系ルータ接続伝送部に係る単位費用＋SIPサーバ部に係る単位費用＋閉門系ルータ交換部に係る単位費用＋SIP信号変換部に係る単位費用＋番号管理部に係る単位費用＋トランプ名管理部に係る単位費用

附則別表第二（附則第6条関係）

【第1表 略】
第2表

要素機能の区分	内容	対象設備
【一・一 略】 三 一般中継系ルータ接続伝送部	第一種指定メタル回線収容装置等と関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備により通信を伝送する要素機能	第一種指定中継系伝送路設備であつて、第一種指定メタル回線収容装置等と関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置されるもの
三の二 一般果間中継系ルータ接続伝送部	関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータと関門系ルータの間に設置される第一種指定果間中継系伝送路設備により通信を伝送する要素機能	第一種指定果間中継系伝送路設備であつて、関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータと関門系ルータの間に設置されるもの

【第1表 同左】
第2表

要素機能の区分	内容	対象設備
【一・一 同左】 三 一般中継系ルータ接続伝送部	第一種指定メタル回線収容装置等と関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備により通信を伝送する要素機能	第一種指定中継系伝送路設備であつて、第一種指定メタル回線収容装置等と関門系ルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置されるもの

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の規定（電気通信事業法（以下「法」という。）第十二条の二及び第三十三条の改正規定を除く。）の施行の日から施行する。ただし、第一条の規定（電気通信事業法施行規則第二十三条の二及び第二十三条の四の改正規定に限る。）、第二条の規定（電気通信事業報告規則様式第二十一の改正規定に限る。）及び第三条から第七条までの規定は改正法中法第十二条の二及び第三十三条の改正規定の施行の日から、次条の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）及び第四条の規定による改正後の第一種指定電気通信設備接続料規則（以下これらを「新規則」と総称する。）の施行の際現に法第三十三条第二項の規定により認可を受けている接続約款について、新規則の規定に適合させるため、新規則の施行前においても同項の規定に基づく変更の申請をすることができる。

2 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、新施行規則の施行前においても当該申請に係る接続約款の変更を認可することができる。この場合において、その認可を受けた接

続約款の変更は、改正法中法第十二条の二及び第三十三条の改正規定の施行日において、法第三十条第二項の規定による認可を受けたものとみなす。

3 第一項の規定による申請に係る接続約款の変更の認可の処分の日が新規則の施行後となる場合において、新規則の施行の際現に法第三十三条第二項の規定により認可を受けている接続約款は、当該処分の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。

4 この省令の施行の際現に電気通信事業者又は法第六十四条第一項第三号に掲げる電気通信事業（次項において「第三号事業」という。）を営む者である者に対する第二条の規定による改正後の電気通信事業報告規則第二条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項及び第四項中「毎報告年度経過後」とあるのは「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 年総務省令第 号）の施行の日から起算して」と、「当該報告年度」とあるのは「当該日を含む報告年度の前報告年度」と、「報告年度」とあるのは「当該前報告年度」と、「該当する区分が、当該電気通信役務についてこの項本文の規定によりした報告のうち直近の報告に係る区分と同一である」とあるのは「第一号に掲げる区分に該当する」とする。

5 前項の規定により読み替えて適用する第二条の規定による改正後の電気通信事業法報告規則第二条第三項ただし書又は第四項ただし書の規定により、その提供する電気通信役務について同条第三項又は第四項の規定による報告を要しないこととされた電気通信事業者又は第三号事業を営む者に

については、この省令の施行の日を含む報告年度の前報告年度に係る同条第三項又は第四項の規定による報告として、当該電気通信役務について同条第三項第一号に掲げる区分に該当する旨の報告又は同条第四項第一号に掲げる区分に該当する旨の報告をしたものとみなす。

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 年総務省令第 号）の施行に伴い、平成十三年四月六日総務省告示第二百四十二号（電気通信事業法施行規則第二十三条の二第二項の規定に基づく指定に関する件）は、廃止する。

令和 年 月 日

総務大臣 寺田 稔

○総務省告示第 号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の二第一項の規定に基づき、平成十三年総務省告示第二百四十三号（電気通信事業法第三十三条第一項及び電気通信事業法施行規則第二十三条の二第一項の規定に基づき電気通信設備を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 寺田 稔

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

		改正後	改正前						
<p>次に掲げる電気通信設備であって、別表第一の上欄に掲げる区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの並びに第三号のハの設備であって、東京都において西日本電信電話株式会社を設置するもの又は大阪府において東日本電信電話株式会社を設置するもの</p> <p>【一・二 略】</p> <p>三 施行規則第二十三条の二第四項第一号ロの交換等設備であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 一の都道府県の区域内における通信を行うもの（ルータにあつては、前号に掲げる設備に該当するルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものに限る。）</p> <p>ロ 専ら異なる都道府県の区域間における通信を行うもの（データ伝送業務（当該電気通信事業者がインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するベストエフォート型の電気通信業務に限り、トンネリングプロトコルにより通信路を設定するものを除く。以下同じ。）又はIP電話（インターネットプロトコルを用いて音声伝送を行うことにより提供する電話の業務をいう。以下同じ。）の提供の用に供されるものに限る。）</p> <p>ハ 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続し、前号に掲げる設備に該当するルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うルータであつて、IP電話の提供の用に供されるもの</p> <p>四 施行規則第二十三条の二第四項第二号イ及びロの伝送路設備</p> <p>五 施行規則第二十三条の二第四項第二号ハの伝送路設備（データ伝送業務又はIP電話の提供の用に供されるものに限る。）</p> <p>六 【略】</p> <p>七 【略】</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">[略]</td> <td style="width: 50%;">区域</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>電気通信事業者</td> </tr> </table>	[略]	区域	[略]	電気通信事業者	<p>次に掲げる電気通信設備であつて、別表の上欄に掲げる単位指定区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの</p> <p>【一・二 同上】</p> <p>三 施行規則第二十三条の二第四項第一号ロの交換等設備（ルータにあつては、前号に掲げる設備に該当するルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものに限る。）</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>四 施行規則第二十三条の二第四項第二号の伝送路設備（単位指定区域内における通信を行うものに限る。）</p> <p>【新設】</p> <p>五 【同上】</p> <p>六 【同上】</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">[同上]</td> <td style="width: 50%;">単位指定区域</td> </tr> <tr> <td>[同上]</td> <td>電気通信事業者</td> </tr> </table>	[同上]	単位指定区域	[同上]	電気通信事業者
[略]	区域								
[略]	電気通信事業者								
[同上]	単位指定区域								
[同上]	電気通信事業者								
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。									

附 則

この告示は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七十号）中第十二条の二及び第三十三條の改正規定の施行の日から施行する。